

総務産業委員会報告書

平成30年9月21日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 石原 和人

平成30年9月21日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第69号 平成30年度備前市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	なし
議案第70号 平成30年度備前市下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	なし
議案第77号 備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第83号 平成29年度備前市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	なし
議案第86号 平成29年度備前市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	なし
議案第87号 平成29年度備前市宅地造成分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	なし
議案第88号 平成29年度備前市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	なし
議案第89号 平成29年度備前市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	なし
議案第90号 平成29年度備前市水道事業会計決算の認定について	認定	なし
議案第91号 平成29年度備前市下水道事業会計決算の認定について	認定	なし
議案第94号 字の区域及び名称の変更について	原案可決	なし
請願第2号 有害鳥獣駆除活動についての請願	趣旨採択	あり

<所管事務調査>

- 企業誘致について
- 観光行政について
- 河川のしゅんせつについて
- 空き家対策条例について

<報告事項>

- 伊部・浦伊部地区の区画整理事業の廃止について（都市住宅課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第69号の審査	2
議案第70号の審査	6
議案第77号の審査	7
議案第83号の審査	18
議案第86号の審査	20
議案第87号の審査	21
議案第88号の審査	23
議案第89号の審査	26
議案第90号の審査	28
議案第91号の審査	35
議案第94号の審査	36
請願第2号の審査	36
報告事項	40
所管事務調査	50
閉会	64

総務産業委員会記録

招集日時	平成30年9月21日（金）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時31分	開会 ～	午後4時51分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第5回定例会）の開催		
出席委員	委員長	石原和人	副委員長	藪内 靖
	委員	尾川直行		土器 豊
		田口豊作		掛谷 繁
		川崎輝通		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川 茂		
傍聴者	議員	森本洋子	星野和也	
	報道	あり		
	一般	あり		
説明員	産業部長	平田惣己治	農政水産課長	坂本基道
	産業観光課長	芳田 猛	都市住宅課長	大森賢二
	移住定住推進担当課長	濱山一泰		
	建設部長	藤森 亨	建設課長	淵本安志
	水道課長	梶藤 勲	下水道課長	小川勝巳
	日生総合支所長	大道健一	吉永総合支所長	金藤康樹
審査記録	次のとおり			

午前9時31分 開会

○石原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、産業部、建設部ほか関係の議案、請願の審査と所管事務調査を行います。

議案等の審査を終えましたら報告事項をお受けして、その後所管事務調査を行います。

それでは、直ちに本委員会に付託されました議案等の審査を行います。

***** 議案第69号の審査 *****

まず、議案第69号平成30年度備前市水道事業会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

別冊の補正予算書をごらんください。

議案につきまして質疑がございましたら。

○掛谷委員 議案第70号も同じ内容なんですけど、公営企業会計システムの更新時期が来ているということでございますが、2年間の契約になっていますが、仮に4年とかの契約にしたら、コストダウンができるのかどうか。こういうものは定まった契約で、できるだけコストを下げたいという意味で、どういう手だてがあるのか説明をお願いしたい。

○梶藤水道課長 コスト縮減という話は非常に理解できるお話ですが、この補正予算は、保守ではなくシステムの改造になりますので、長期契約というものではないです。システムの改造に2年かかるということです。

委員のおっしゃられる長期契約によってコスト縮減ということになりましたら、また新しくシステムを導入する契約のときにお話をしていけないと考えております。

○掛谷委員 じゃあ、2年かかるというそのシステムの改造についてわかる範囲で教えてください。

○梶藤水道課長 このシステムの改造につきましては、元号を含んだものとなっております。今年度中に業者を選定して、契約をして、下準備をして元号の改定は5月1日ぐらいではないかという話で、年度が変わりますが、それを待たないと元号改定ができないということで2年の契約ということにさせていただいております。

○掛谷委員 元号変わるという意味で、いろんな形でお金がかかるとは聞いております。西暦にすればそういうことはないかなと思うけど、日本はそういうわけにもいかないので。元号を変えるだけでこんなにお金がかかるんですかね、いかがでしょうか。それ以外でもあるのかな。

○梶藤水道課長 元号とOSの変更で、ウィンドウズ2008サーバーを2012に改定することと、水道事業におきましては、検針業務で検針員が使っておりますターミナルという器械をOSの変更に伴ってかえていけないといけないということで、その機器代も入っております。

○掛谷委員 できたらその中身を出してもらえますか、参考にさせてもらいたいです。お願いします、委員長。

○石原委員長 詳しい資料の提示。採決もありますんで、いいですか。

暫時休憩します。

午前9時36分 休憩

午前9時38分 再開

○石原委員長 再開いたします。

○川崎委員 先ほど、日本は元号ということだけど、私は西暦でやって、公表するときにそこだけ追加で次の元号の名前で何年何月というふうにするやあ、別にシステムの問題じゃないんじゃないか。大体公共というのは横書きだから、西暦でやるときゃあ永遠に変更する必要はないし、それで最後決算書ができた段階で元号だけ西暦から変えるぐらいのことは手書きにするなりパソコンで打つなりしてやれば簡単に、システム上大がかりになる必要はないんじゃないかと。だって、元号だったら、将来また変わる可能性もあるわけだから。そういう無駄遣いは必要ないんじゃないかと感じましたし、いろんな税制上の改正やそういうものは日常的、年次的に改正、更新していくんだらうと。私が知っている範囲では企業会計自体は、システムとして一切変更がないですよ。あるとしたら税制上のことです。経費のとり方というのは全部複式簿記で、もう決まった方式でやっているわけだから、そんな1年も2年もかけてやるようなことなんかというのは疑問に思います。ただ、端末等のシステムの変更というのは、端末の購入費も含めてこういう金額なのか。それとも、単に基本プログラムの変更ということなのか。私は一貫して主張しとんですけど、余りにもコンピューター関係の業者に頼りきりでいいのかと。もうプログラマーみたいな専門家を正職員として、特にこれからは一般会計も企業会計に向かっていくんだらうと思うし、そういうシステムがある程度柔軟にさわられるような優秀な人を雇えば、いろいろなアプリを含めてもっと柔軟にできる時代が目の前に来とんで、いつまでも業者に委託するというのはよくないと。やっぱり企業会計の典型であるこういった上水道会計を先例にして、そういうプロを雇っていくという考えはないかだけお聞きしておきたいと思います。

○梶藤水道課長 委員がおっしゃられました西暦の話につきましては、確かに私どももそう考えております。

今回のシステムにつきましては、システムの本体の改造ではないので、それはもうもともとの元号を生かしたシステムをそのまま利用したOSのバージョンに対応するだけの変更になりますので、今回は西暦という形では直らないということでございます。

あと、システムが理解できる職員の採用ということでございます。確かにそういう職員がおりましたら、非常に助かることもあると思います。会計の中でどういう人材にお金を投入できるのか、その辺も考慮しながら今後も考えていきたいと考えております。

○川崎委員 企業会計レベルじゃあ四、五十億円の話だから独自でというのが難しければ、やっ

ぱり一般会計でそういう人材を確保して、特別会計に対してもいろんな援助や修正ができるような人材が1人や2人は必要ではないかと。時代が要請しているということをもう少し会計担当とも調整しながら、ぜひ前向きに検討していただきたいということだけ要望しておきます。

○尾川委員 最近広域化の問題をよく新聞で見ますが、システムの連携ということは想定せずに、もう備前市のある一部の改造ということで、そういうことを想定したある程度の連携を考えていくというふうな改造じゃないんですか。

○梶藤水道課長 委員がおっしゃられるように、いろんな面で広域化というのを国主導で県が押し進めております。その中で、システム、一般事務、検針業務を共同発注するとか、いろんな話が検討に上がっております。

今回のシステムにつきましては、広域というものに目を向けたものにはまだなっておりません。

○尾川委員 それなら、元号を含めたちょっとした手直しで1,000万円のお金がかかると理解しとけばいいわけ。

○梶藤水道課長 ハンディーターミナル関係で約900万円かかっております。あとが、元号とかOSの変更になっておりますので、1,000万円以上かかるのはこのハンディーターミナルがほぼ3分の2程度を占めております。

○尾川委員 要するに、今投資して、その投資が、広域化の動きをある程度想定した形で手直ししていくならいいけど、また交付税があるからいいということじゃなしに、やっぱり自己負担もあるわけだから、その辺を想定してある程度投資するなら、効率的なやり方というのをぜひ考えてもらえたら、ある程度我慢するときに我慢して、これは最低限せにやいけんというのは少し工夫してもらいたいんですけど。

○藤森建設部長 広域化についての話には加わっていましたが。どこの市町村も、なかなかこういうシステムについては何年度までであるというタイミングが合わなくてできていない面もあります。ただ、今回のシステムの改元については、あくまでOSのサポートが終了するんで、OSを変えると。課長のほうが明細を配ったらわかると思うんですけども、改元対応なんかは15万円とか75万円の範囲で、あくまでターミナルを新しくするんだということが大部分になっているということです。

広域化については、いろいろ話が進んでいますけども、やっぱりそれぞれの市町村の思いがあってなかなか統一できないというのが現状です。

○川崎委員 せっかく監査も瀬戸内市と合同でやる時代が来ています。今のコンピューターでは何兆というような桁でも一瞬のうちに情報処理できる時代が来ていますから、一般職員は伝票処理だけで、もう大企業なり商社なりが最先端で、セールスマンなどはもうiPadを使って本社からいろいろ情報、契約から何からも全部お客さんにサービスができるようなことになっています。検針メーターの端末も同じようなものだろうから、何も専用じゃなくても、もうiPad

かなんかに専用プログラムさえ入れれば処理できるという可能性も目の前に来とんじやろうと思いますんで、やはり集約化というか、集計を専門のキーパンチャーに頼んで、より安く情報処理するというのを大企業ではもうやっていますから、やっぱりそういう先例に倣って、それぞれ個別に会計の事務員を置いて出すことも必要でしょうけど、もう伝票処理さえすれば、会計処理というのは結局短期決算、通年決算、3カ月とか四半期とかいろいろありますけど、そういうものも全部やれば刻々と1年間の動きがつかめるわけで、企業会計のいいところというのは損益だけじゃなくて貸借という資産状況が全て把握できるという点で、より幅の広い視野から財務状況を把握できる。そういう訓練を公務についている皆さんもしっかりやらないと、もう時代は損益の足し算、引き算で赤字じゃ黒字じゃという時代はもうはるかに終わっているというか、それが公営企業会計に移ろうとしている流れですから、やっぱり本気でそういうことを、広域のきっかけを監査でやっとならしたら、瀬戸内市とやって、1つの設備投資で2つの処理ができるというふうなことはもうコンピューターの世界では当たり前だと思うんで、監査とも協力しながらそういう方向性をぜひ目指してもらいたいということだけお願いしときます。

○掛谷委員 これはどこの業者。

○梶藤水道課長 日立情報システムズです。

○掛谷委員 というのが、本当は入札なんだけど、システムを導入しとる以上、それを変えることは、不可能ではないけどコスト高になってしまうと思いますね、バージョンがもう8から12になるんですから。要はコストダウンがいかにしたらできるか、広域化も含めてしっかりやってほしいということを多分皆さんがおっしゃっていると思います。

入札は変えられんでしょう、それは、どうですか。

○梶藤水道課長 システム全てを導入というわけではないので、入札というのは非常に難しいと考えております。

○石原委員長 ほかにありますか。

それから資料の明細を求めていますけれども、採決については。

〔「参考でいいです」と掛谷委員発言する〕

でき次第ということで。

〔「いいです」と掛谷委員発言する〕

はい。それでは、ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これより議案第69号につきまして採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決をされました。

以上で議案第69号の審査を終わります。

***** 議案第70号の審査 *****

続きまして、議案第70号平成30年度備前市下水道事業会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

別冊の補正予算書をごらんください。

質疑がございましたら。

○川崎委員 上水道は検針係が回ってきて入れようります。そういうことを考えますと、下水道というのは、上水道に対して110%だったか120%か、何かそういう単価で料金が設定されているように思っています。それだったら、余り上水道に準ずる形で下水道というのは——経費は別ですけど——売り上げが出てくるんだったら、こんな3分の1もお金がかかるかなど。もう上水道のプログラム変更の中でシステムとして組んでおけば問題ないんじゃないかと言いたいですけど、そういうことではないんでしょうか。

○小川下水道課長 水道課長が申し上げましたとおり、検針器、ハンディーターミナルが900万円ということで、その差額が400万円という数字になっております。その徴収は、委員おっしゃられたとおり、合わせてしていただくということと、器械もその中で同じようにオペレーションシステムの期間を2008から2012に更新されるということで、計上させていただいております。

○川崎委員 わかったようなわからんような説明ですけど、上下水道というぐらだから、現実に料金も上水道が決まったら下水道も決まるようなシステムになっています。だったら、上水道会計プログラムをそのまま下水道会計プログラムに打ちかえたらいいだけで、二重にシステムを組む必要はないんじゃないかという感じも受けるわけです。だから、その辺はどんなんですか。企業会計で言えば、売上一式で一般経費、特別経費、減価償却をやればもうイコール損益の利益が出るんですから。と同時に、資産、負債関係を打てば当然貸借対照表も出てくるわけで、上水道会計システムを下水道会計システムへそのまま適用すれば、何も問題なく400万円が400万円で済むような問題じゃないかと非常に単純で素朴な疑問を持っていますが、今の説明では答えていないように思うんです。いかがでしょうか。

○小川下水道課長 私も詳しいことはわからないんですけども、オペレーターシステムの操作方法が変わるので、それに伴ってこの料金が必要であるとお聞きしております。私も、委員と同様に、できるだけ安くできる方法があればいいと考えております。

○川崎委員 安うせえという議論をしとんじゃない。下水道企業会計システムはそのまま上水道企業会計システムにOSを変えたとしても、それをそのまま適用できるんじゃないか。

今、一般の民間企業というのは、もう一般的に情報を入れたら、申告書というんか、決算書ができるようなシステムが市販されとるわけです。それとこの自治体の企業会計というのは別だと思えますけれども、上水道でやるシステムがあれば、下水道の科目がないから入れられないとい

うのはあり得ないと。だったら、上水道のソフトをそのまま下水道会計に利用する利用料というか、そういう経費はしょうがないにしても、こういう400万円もかけてシステムをかえるというのは理解できないということを言っとります。理解できないんだったら、本気で勉強して、次期委員会までにプロのアドバイスを受けて口で説明できないなら文書で説明してください。

○藤森建設部長 課長に加えて言います。

この料金システムの改元対応等の環境構築というのは、システムは病院と下水道と水道は同じものを利用してあります。ただ、それに係る改元対応とか利用料とか環境構築などのお金に対しては、3者で案分して払うようにしています。例えば水道が入れたシステムだからほかは利用料を払うというんじゃなしに、同じものを入れて、同じものを利用して、それからもう同じようにかえるんだからみんなで案分してお金を払うということで、その案分の内容で下水道が400万円だったと。水道が多いのは、ハンディーターミナルの部分があるから水道が多いということです。

○川崎委員 ようわかりました。御報告も要りません。初めからそういう説明をお願いします。

○石原委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第70号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第70号の審査を終わります。

***** 議案第77号の審査 *****

続きまして、議案第77号備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定につきまして審査を行います。

別冊の議案書24ページになります。

○掛谷委員 かなり質疑もありましたが、平生感じるところで質問をしますけれども、仮に条例が施行された場合、50キロワット未満は関係ないということになります。面積的に500平米から700平米の土地だと。坪単価で17坪。確かに17坪を下回るものは余りないですけども、そういうものができたら影響がないと思っていいんでしょうか。

○大森都市住宅課長 規模的に小さいシステムだと思うんですが、やはりどこかで線引きをしないといけないので、50キロワットを境にさせていただいております。やはり小さいものでも、パネルの角度でまぶしいということがあろうかと思うんですが、実際条例で規制していくのは50キロワット以上ということで、小さいものの環境の影響については、備前市だけではなく、経済産業省もかかわってくるわけですので、そちらに問い合わせをして、何らかの対応策があるか

とか、苦情という形で対応ができる部分もあるかも知れません。そうなりますと担当課がどこになるか、環境課であるのか、その状況によると思うんですが、影響があるところを何らかの方法で対応を考えないといけないのではないかと考えております。

○掛谷委員 じゃあ、この条例で、その部分に、ただしこういう問題があれば、極端な話、空き家を潰してそこを太陽光にして、50キロ以下であってこれは適用できない、そこはどこが補完をしているとお考えですか。

○大森都市住宅課長 50キロワット以上とありますので、条例的にはそれが対象ということになります。

○掛谷委員 ですから、条例に違反しない限りは大丈夫ということで、どんどんやることはないと思うんですが、そういうところが出てきたときには、もうそれはしょうがないということなんでしょうかね。

○大森都市住宅課長 やはり近隣に迷惑をかけているということであれば、住宅の持ち主の方がパネルの設置者に苦情を言うとか、それから市に苦情の対応をする部署がありますので、ほったらかしというわけではなく、何らかの対応策があるのではないかと考えております。

○掛谷委員 今の話は、これ以外でもきちんと対応せざるを得んし、するというふうに考えていいんですよね。それはわかりました。

もう一つは、パブリックコメントを求めていますので、どういう意見が上がっているんですか。

○大森都市住宅課長 パブリックコメントにつきましては、ホームページに全部アップしておりますので、そちらでも御確認いただけます。

○掛谷委員 ちょっと代表的な意見を2つ、3つ教えてください。懸念されるようなことを。

○大森都市住宅課長 パブリックコメントは、7月2日から31日まで行いまして、59件ございました。10名の方からいただいております。やはり先ほど委員がおっしゃったように、50キロワット以下のシステムについて規制してほしいとか、近隣の住民の方が心配ですので許可制にしてほしいといったところが出ております。先ほど答弁したような内容で回答を上げさせていただいております。

○掛谷委員 事前協議も50キロ未満だったらしなくてもいいともとれますから、施行すれば必ず事前協議なり届けなりが必要と書いていますから、後追いになってしまうという懸念は多分パブリックコメントも一緒だと思います。ですから、そのあたりも慎重に、仮にこの条例が通ったときにそういう問題もはらんでいるということについてしっかりとやってもらいたいということでございます。よろしくお願ひします。コメントはいいです。

○川崎委員 私は、いろんな問題を考えると、50キロといえばやっぱり相当人家から離れて、山とか工業地帯とか、余り迷惑がかかるような場所には設置していないんじゃないかなという感じを持っています。それよりも、せっかくつくるんなら、50キロじゃなくて、単価は下がりがま

したけど10キロワット以上が事業用ということで全額買い取りですよ、たしか。10キロ未満は、10年で自家消費した残りを中電が買うということになっていますけど、10キロ以上だったら全額まず買い取って、また中電から使用する電力を買い取るという形でやっています。そういう意味では、まさに10キロというのは営業目的というか、事業目的、利益追求のための設置と同時に、環境へ貢献をするという流れからいくと、やっぱり10キロから50キロワットぐらいのところ、近隣のまさに空き家を空き地にしてつくるか、ちょっとした耕作放棄地でやっている例が結構ありますから、そこらを規制よりも調整する役割を担ったほうがいいんじゃないかと思います。やはりこれだけ地球温暖化で災害の問題も最もホットな話題になってますんで、たしか私は市から補助金をキロ8万円いただいたと思うんですけど、そういう調整をしながら、問題があれば逆にそういう50キロワット以下でも促進して、環境保全とともに、より小さな発電所を地域につくるというのが最も理想的な社会になるわけじゃからね。何も国の言うとおりにするんじゃないくて、国も10キロ以上を事業用ということでやっとするわけじゃから、10キロ以上は申請なりして調整していただくということも一つなんじゃないか。実際、人家がないところに建てたって、ああ、何かできるとなというて、私みたいに太陽光に関心がある人間は見ますけど、ない人間は、何か建つとるな、構築物があるなというだけで、問題ないと思うんで、やっぱり反射、それから景観の阻害、これは決して50キロ以上だけが起こるんじゃないくて、隣にそういうのができて、朝日か西日かそういう反射光がかなわんとかということが問題の原因になると思いますんで、もう少し国の流れに沿うだけじゃなくて、こういう条例を生かすべきじゃないかなという考えを持っています。いかがでしょうか。

○大森都市住宅課長 500平米から700平米で50キロワット、1キロワットでいくと10平米前後が必要になってくるということで、委員が言われました10キロワットということになりますと、100平米から150平米と結構小さなものからということになるかと思います。この条例につきましては、内容を見ていただいたらわかりますが、非常に事業主には負担がかかるというか、地元の説明とか膨大な資料を出していただくような形になっております。答弁でも言わせていただいたんですけど、家庭の屋根にあるような太陽光発電が大きな屋根で10キロぐらいということなので、そういったものにこういった届け出を課するのも、個人の土地利用のこともありますし、余り市民の方に負担をかけるのもちょっと難しいかなと考えております。県内でも、そんなに小さな、10平米からというところはないと思います。

美作市ですか、今メガソーラーの条例ということでメガソーラーの規制をかける条例を出しているということです。備前市は50キロからということで、割と小さいものから規制をかけていると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○川崎委員 ちょっと舌足らずでしたけど、私は屋根にあるやつは、工場であろうが50キロ以上でええわけですよ。だけど、50キロから10キロの範囲は屋根以外で、屋根はもう例外、平面の土地に構築物としてやることに近隣のトラブルが起こる可能性は、決して50キロ以上だけ

がトラブルにはなりませんよと。現実には、10キロ、20キロでやっている耕作放棄地みたいなところ、結構谷間とかでも、水田や畑をやめたところが結構ある。1カ所につき50キロの規制をかけようということじゃから、やはり実際に近隣住民とのトラブルというのは決して50キロ以上というのは余りなくて、50キロ以下の10キロ以上ぐらいからが私は現実的には最も住民からの不平不満が出る可能性があるんで、屋根以外のところは10キロ以上からそういう規制というか、条例を適用することのほうがより現実的な有効性が出てくるような気がします。右倣えで50キロじゃなくて、この狭い2割しか平野がない備前市であれば特に50キロ以下でもトラブルの可能性がありまして、再検討を要望します。別に50キロにしなかったら、気に入らんから反対するということじゃないです。この条例が現実には少しでも住民の不満解消につながるなら、キロワットは下げた方がいいんじゃないかと。10キロぐらいからやったほうがいいんじゃないかと思っていますんで、参考意見として聞いていただけたらと思います。

○尾川委員 まず、50キロ、県内の条例の先駆的なスタンスだと思うんですけど、現状、岡山県内あるいは近隣でどの程度条例制定の動きがあるんかということと、それからキロワットの範囲というか、規模の話が出とんですけど、その辺を情報として教えてもらえたらと思うんですけど。

○大森都市住宅課長 真庭市が先行しております。先ほど言いましたように、美作市がメガソーラーの条例を今回上程していると思います。備前市の場合は、赤穂市の条例を参考にさせていただきながらつくっております。赤穂市さんも50キロワットで、自然環境との調和ということで条例を制定されております。

50キロワットというのは、電気事業法の関係でそこから高圧になりまして、取り扱いが変わってきます。50キロワットまでは低圧で、50キロワット以上になったら高圧ということでキュービクルの設置が必要となったり、管理面、運用面で規制が厳しくなっております。そういったことで、近隣に影響を及ぼす大規模な施設という境として50キロワットを条例の対象施設としております。

○尾川委員 9月12日の新聞に、太陽光発電の二次災害相次ぐという記事があったんですけど、結局台風で太陽光パネルが飛んだという事例ですが、そのあたりは建築の設置の関係になるかと思うんですけど、そのあたりの想定というのはどう考えられとんですか。

○大森都市住宅課長 その記事は見ていないんですが、やはり台風とか大雨とかで施設の破損が続出しているということで、国も耐久性の検討に乗り出しているというような記事は見ております。ちょっと国の動きも見ないといけないと思うんですが、やはり太陽光を申請するのにある程度の申請書類で認定をもらっています。その中には、技術基準であったり、ガイドラインであったり、そういったものを検討した上での申請ということで認定を受けた事業者がしていると考えております。ですので、施工については、ガイドラインに沿った形で施工していると考えておりますが、市の条例で届け出をしてきた場合には、図面であったり、書類であったりは出してはい

ただくんですが、実際の構造計算とか風による耐力、そういった細かいところまではこちらのほうも見られませんので、排水とか切り土、盛り土、そういったところを市は見ていくように考えております。

○尾川委員 そういう観点で、これも新聞には自治体や国も対策に乗り出したということで、自治体が前へ出てきとんですけれど、国を当てにしていたらちょっと対策がおくれるかなという感じがするのと、それからやはり神戸でも条例をつくるという動きがあるようで、少しそういう観点でこの条例の見方をさせていただいたらと思います。

○大森都市住宅課長 委員の御指摘のとおり、景観とか自然環境も大事なんですけど、やはり災害が起きると人命にかかわるということでございますので、排水とか土砂災害については十分見ていきたいと考えております。

○掛谷委員 地区の住民が知らない間に突然工事が始まったというケースが2件ぐらいあったんですよこれをつくれるのはいいと思うんですが、川崎委員が言われるように、結局大規模なものは多分きちっと住民に説明もするわけですよ。だけど、100坪前後のようところが散見されますということで、ある日突然もうそういうのができてというようなことがあるんですよ。ですから、パブリックコメントをされとるのも、そういうことを懸念しているんじゃないかと思うんです。

ですから、大規模はそういうことはきちっとやりますから、50キロで700平米ぐらいでは適用できないケースのほうが。だから、50キロで700平米というのは何かわかるようでわからない。もう少し下げたほうが住民にとってはありがたいかなというのがあるのではなかろうかということ。もうこういう条例が出てきているんで、すぐこれを変えて出すことはできませんので、先進的なことなんでいいんですけども、今後状況を見ながら改定ということも考えてほしいなというのが現実だと思いますが、その辺のところ部長はどう思いますか。

○平田産業部長 先ほどから御指摘のとおりで、おっしゃられることはよく理解できます。私も、この基準を考えるに当たってはさまざまに検討しました。よその事例を見たり、それから担当課長からも説明しましたように、やはり一定の線引きというのはどうしても必要になるわけで、そうしたときにハードルを余り下げますとどうしても所管をする官庁もそうですけど、事業者にしても大変事務量が増大してしまうと事業がなかなか前行きしないというような状況も出てこようかと思えますし、それからまたその一方で、土地の所有者の方が土地を利活用しようとする権利を侵害してしまうという懸念も出てくるという状況もございます。さらに、周辺の自治体を見ても、大体50キロワットで線引きをしているところが多いというようないろんな状況を踏まえた上で、市としても50キロが妥当だろうという判断をしたわけでございます。じゃあそれが必ず正しいのかといえば、いろんな御指摘もございますし、もっとそうした小規模なものの方が問題は大きいんじゃないかというのはよく理解もできますが、この条例で一旦50キロと定めてしまいますと、それ未満のものを規制する市の権限は規定ができないということにはな

るんですけども、ただこれをもとにして行政指導という形での協議は可能だと思いますし、情報がいただければ市も間へ入って調整をしていくといいますか、できるだけこの条例の考え方にのっとってやっていただくようなお話はしっかりしていきたいなと思っておりますので、当面はそういう形で進めさせていただけたらと思います。

○掛谷委員 太陽光パネルを設置するに当たって、市に苦情が現実に寄せられていますか。この条例を出すということはそういったこともあるがゆえに考えなきゃならないということに至ったんではなかろうかと推察するんですよ。そういう市民からの苦情というよりは問い合わせなりが結構あったのかなと思いますけど、いかがなものかということと、あわせてこれをつくるのにすぐ見直せという話はおかしいんですけども、状況判断においてこの条例を活用しながら先を見ていただきたいなと。改定すべきことは、本当に実情に合った形で今後もよく頭に入れてやってもらいたいと。この2件についてもう一回部長をお願いします。

○平田産業部長 地元からの苦情といいますか、お話というのは私も二、三、確かにお聞きをしております。ただ、それらはいずれも割と規模が大きかったように記憶しております。ここで言う50キロワット以上のものだったと思います。やはりそうしたお話が幾つかある中で、市としてもやはり一定の規制のルールをつくる必要があるだろうということから、今回の提案に至ったわけでございます。

再三お話をさせていただいておりますけども、非常に悩ましいところで、今後この条例を実際に施行していく中で、これじゃなかなか対応し切れないと、もっと小さいものもきっちりする必要があるというような状況になっていくようでしたら、その辺は真摯に受けとめて見直しなりを検討が必要になるかもしれません。そのあたり今後の状況でまた検討させていただきたいと思えます。

○川崎委員 土地所有者とか権利と言っていますけど、4キロでも建築確認申請と一緒に、全て事業者が喜んで補助金の申請から何かやってくれるわけで、別に発注者側に何か負担がかかることはないんですよ。だから、この第6条のただし書きでも50キロ未満、10キロ以上のところについても、地上に設置する場合は適用するというのを入れていただいたら、将来条例改正をしなくてもいけるんじゃないかなと。今問題になるのは、やっぱり自然破壊につながるような、大規模な場合は住民とのトラブルというよりは、どう捉えたらいいんか、景観を重視しとる住民からは文句が出ると思いますけど、それより地球温暖化の阻止のほうが大切だと思っているんで余り反対するべきじゃないという立場なんですけど。やっぱり地上につくる場合は、近隣、隣三軒に家があれば不平が出る可能性があるんで、そこらを調整役で頑張りたいということなんです。決して、土地所有者、権利者の邪魔になるようなことはありません。受注した業者が、まさに建築確認申請と一緒に、全ての法律に書かれたとおりの申請をやっていただけるんで、そうそこは心配せずに、住民とのトラブルが主要であるなら、やっぱり地上に設置するのは50キロ未満でも、10キロ以上で営業が目的の太陽光については一応全て対象にしておいて、

住民からのトラブルがなけりゃあもう申請しただけで済むわけでしょう。だから、住民は諦めとるだけです。けど、こういう条例をつかって改めてどうも反射が気になるとか、そういうところは調整役に入って、中には入らせんのを兼ねて、単なるフェンスじゃなくて、高い遮光用の網というのかな、反射を防ぐため、住民に迷惑をかけんためにつけとるところもありますよ。だから、そういうのは50キロ未満でも起こり得るわけじゃから、ただし書きぐらいで、地上につける場合は例外がありますよぐらいはつけ加えていただいとったらより有効な条例になるんじゃないかと思っていますので、意見を聞くというよりも、執行部でそれなりの判断をして出していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○平田産業部長 ありがとうございます。御指摘の点、しっかり検討していきたいと思います。

先ほど申し上げました地権者の権利の侵害と申し上げましたのは、結局今回条例で定めておりますのが、対象になるものは、地元、近隣の方とよくお話をさせていただき、説明をして、できるだけ同意をもらっていただくようお願いをするようになるわけなんで、そこは一つ非常に大事なポイントなんですけれども、これも考えようによっては、逆に周辺の方から無理な注文がついてできなくなってしまうようなケースも考えられなくはないわけなんです。そうしたところがある意味土地利用の権利の侵害という懸念を含んでいるという意味で申し上げたものでございまして、確におっしゃることはよくわかりますので、この対象外の50キロ未満のものにつきましても、こちらでできる限りの調整といいますか、そういう形では動きたいと考えております。御理解いただきたいと思ひますし、何か情報があれば提供いただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○土器委員 この条例の中で、地区の合意は入っとんですか。何か入っていないような感じがするんです。

○大森都市住宅課長 この届け出については、合意というか、同意とかというのではなくて、調和をしていただくということで、近隣の方それから地区の方に十分説明をして進めていただくというふうになっております。

○土器委員 伊部の西地区なんですけど、太陽光発電が来て、地区の方がいろいろ説明を聞いて、そこは危険箇所だからという理由で了解しなかったんです。これだったら、説明したらできるし、今所有者の権利を言われたんだけど、一つ間違ったら山崩れが起きて下で生命を失うようになる。そういうことで合意しなかったんです。だから、権利を主張して、その結果下の人家で死亡事故だって起きるわけだから、その辺はやっぱり地区の合意という形が必要じゃないかと思うんです。

地区の人はそういう危ないところというのはよくわかっていますからね。私は、この条例に合意を入れてほしい。そうすると防げるけど、一旦やってしもうて、直せと言うても現実には直せなくなると思ひます。

○大森都市住宅課長 委員のおっしゃることも理解できるんですけど、やはり今まで説明させて

いただきましたように、認定申請のところから関係法令を遵守するのと、それからガイドラインについて遵守して設置するという事で進められております。地域住民の方に説明を十分やって、ちゃんとした施工をしていただくということで成り立っているということだと思いますので、その中で崖地とか危ないところでやるというケースが出てきましたら、やはり説明会の中で住民の方が反対をしているという報告を受けます。その報告の中で、住民の方の御意見それから施工している業者の内容を確認しまして調整をしていくと。その中で、どうしてもということであれば指導、助言、勧告、そういった形で国に報告をしていくと。国のほうでも、法令違反、条例違反ということであれば、認定の取り消しという可能性もあるということ、そういう流れで対応していきたいと考えております。

○土器委員 一旦動き出したらとめることはできません。それから、やってから直せというのは現実には無理だと思う。だから、合意のときに判をもらうようにしたらいいんじゃないんですか。きちっと皆さんの合意の上で物事を進めたらいい。きちっと説明すれば、多分地区はそんなむちゃなことは言わないと思います。

○平田産業部長 この条例の場合、合意をとることが必須条件にはなっていないんですけども、じゃあ合意をもらってないから何をやってもいいということにはなっておりません。災害を防ぐような措置はきちっとやっていただくように基準は定めてあるわけでございますし、そうしたことをちゃんと条例の中でうたって業者を指導していくことにはなっているわけでございます。許可制ではないんですけども、届け出をしていただくというのは、こんな計画で事業をやりますよと業者から届け出をしていただいて、その中には当然、例えば土の切り盛りがあるようなときには水路の計画はどうするのか、災害が起きないように措置をちゃんとしているのか、そういうものが計画書として出てくるわけですから、それを市がチェックをした上で、問題があれば当然是正をさせる指導をし、また勧告をし、命令をしというような形で段階的にちゃんと措置をしていくわけでございますから、言われたように、地区との合意がないから何をやってもいいということにはならないというふうにはちゃんとしているつもりでございます。ただ、この条例で地区の合意を義務づけしてしまうのは法律の解釈として問題があるという、これは私どもが条例をつくるときに法律の専門家にも相談した上でそういうアドバイスをいただいて、やはり地権者の財産権を侵害するおそれもあるから、それはだめだと。ただ、ちゃんと説明はして理解をもらうように努力をなささいということになった、そういう経緯で今回の条例になったということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○土器委員 説明をして判をもらってくださいよというだけのことだから、そんなに難しいことはないと思います。だって、現実問題もらようわけだから。農地をかえるときに、農業委員の判こももらいようし、それから地区の区長、町内会長の判こももらようわけだから、一緒のことじゃないですか。本当に危ないところというのは、地区の人がよく知つとるわけじゃから。例えばの話ですけど、そこまでの言うても、万が一山崩れが起きて人命が失われたときにど

こが責任を持つんですか。

○平田産業部長 じゃあ役員さんなりの同意をいただいたら事故が起こらないということにはならないと思うんです。やはり事業者にきちっと仕事をさせることが大事なんで、そのために私も条例をつくっているわけでございますし、それをもとにちゃんと指導していくということかと思えます。

○土器委員 役員の判ことというのは、その案件を説明して行って皆さんの同意のもとに判を押すわけで、何も役員が個人的に押すわけじゃないんだから、何か勘違いしとんじゃない。

それからもう一点、いろいろ現実には想定外というのを——今はもう想定外にならないですよ、大量に雨が降る——施工することが災害の引き金になる。そりゃあ、せんでも災害が起きるかも、山崩れが起きるかもしれん、例えばの話しなくても起きる。だけど、現実にはいらったほうが災害は起きやすいですから。だから、きちっとする、きちっとする言うても、なかなか難しいんじゃないかな。

○平田産業部長 土器委員がおっしゃられることはよくわかりますけど、そのおっしゃり方だと、結局太陽光事業そのものを否定するようなお話になってしまうんじゃないかと思うんです。何らかの設備をつくらなくなったなら、現場の形を変えないですというのはいやもうそれは物理的に不可能だと思いますし、ただそういう中でできるだけ悪影響を出さないように、その影響を最低限に抑えるための努力をする、そういう形で進めていくという、そのための再生エネルギーの事業でございますし、こうしたルールということでございますので、その辺はそういう形で御理解をいただくしかないんじゃないかなというふうに思います。

○土器委員 否定はしていないんですよ。やる以上、実際にすることによって災害が起きるかもしれんわけだから、それを防ぐための地区の合意がなぜできんか。

○平田産業部長 そのあたりは、先ほど申し上げましたとおりで、できることであれば当然そういう形にすればいいんですけども、法律の専門家とも相談する中で、それはすべきでないというアドバイスもいただきましたので、今回のような形になったということでございます。

○土器委員 そうしたら、今いろいろ地区の合意で判を押すのは、しなくてもいいということですか。否定しとるわけ。

○平田産業部長 ほかの法令と全て一緒になるかどうかは、それはまた別のお話かと思えます。それはそれでそれぞれ法律のうったえだとかいろんな意義というものがございますから、一緒にはならないのかなと思えます。

○土器委員 否定しとるわけじゃないし、それからいろいろやるのに地区の人はどういうところが危険なんかというのはわかるとははずです。だけど、このあれじゃったら、別に危険なところでもやれるということでしょう、事実説明したら。市が指導する言うたところで、本当にどこまでできるんかということですよ。

○平田産業部長 実際に事業者が事業をすれば、まずは近隣の方に説明をする必要がある

わけですし、その中でいろんなところの事情というのは情報として当然地元の方から聞かれると思いますし、そういうものを踏まえた上で事業を進められるということになるかと思います。そうした地元とのやりとりの結果というのも、事前の届け出の中にちゃんと書類としてつけていただくようになりますから、どういうやりとりがあって、どんな状況なのかというのはこちらでも把握できるわけですし、そういうものをもとに指導をしていくということになりますから、おっしゃられるように、災害の懸念のあるようなものをそのまま通してしまうということにはならないかと思っています。

○土器委員 ちょっと別の例を挙げますよ。

一番わかりやすいんじゃないけど、伊部のパチンコ屋の東側に空き地、田んぼなんかがありますね。あそこは大雨が降ったらつかる可能性があるわけです。そんな土地に住宅を建てますか。あそこへ建てるという話があれば、あそこには建てるほうがいいですよ、いつ災害が起こるかかわかりませんという指導というか、アドバイスができるように努めにやいけないと。危ないところがある程度わかっとして、そこへさせるというのと同じ意味ということで言わせてもらいよんですけど。

○石原委員長 るるお尋ねされよんですけど、もうこの件については、7月の委員会にも案として提示をされて、皆さん方の御意見も聞かれた後、それからパブリックコメントを経てこういう形で、さっき規模であったりもろもろの御意見も出たんですけども、合意の部分についても、法的なところも市として精査をされて、それから近隣自治体の条例の実例も参考にしながら案として出てきていますんで、これをもう認めるか否かのところであって、今後についてのよう話になってしまうような気がするんで、お考えやお気持ちはわかるんですけども、ここでの議論はなかなか答弁としても繰り返しになるんかなと。

○土器委員 別に難しいことはない、判こをもらうだけのことだから。皆さんの同意を得るだけ。説明会するわけだから、住民の人が聞くわけだから。

○石原委員長 暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時54分 再開

○石原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○田口委員 鹿久居島へ橋を渡っていきますと、右手に見えるところへもう既にやっとなですけど、こちらから見えるところへ山を刈ってまたやるようにしているんですけど、どちらの業者がどの程度の規模でというのはわかりますか。

○大森都市住宅課長 そちらは調べてはいないんですが、20キロワット以上の認定につきましては経済産業省のホームページで公表しておりますんで、見られるような状態になっております。

○田口委員 景観上まことに醜いというイメージなんですよ。

それと、お隣の和気町でも、清水の山の斜面をかなり大規模に削って設置していますよね。果たしてああいうものがあるのかという。どう考えても、下に民家もありますし、備前市としては規制すべき対象じゃないかなと思うんですよ。

それと、この条例の中にできる規定はあるんですけど、罰則はありませんよね。条例では罰則規定は設けられないんですかね。

○大森都市住宅課長 太陽光発電につきましては国が推進しているということでございます。個人の方の土地利用ということでもありますので、やはり罰則まで設けて条例で規制するということは、他市も調べたんですけど、余りないということで、今回の条例については罰則を設けないこととしております。

○田口委員 近隣の市町村でも大規模に山林を伐採してしまって、要は川に流れ込んで、岡山市南区の小串漁協あたりから苦情が来たという事例も起きているわけです。だから、そういう業者に対しては罰則規定がないと歯どめがきかないんじゃないかなと思うんですけど、その辺のお考えは。

○大森都市住宅課長 悪質な業者ということだと思うんですけど、これも先ほどから申し上げておりますように、指導、勧告をしまして、公表して、公表の後は国に報告をさせていただいて、国の指導なり認定の取り消し、そういったところに進む可能性があるということで、この条例が抑止力になればと思っております。実際、悪質な業者になりますと施工自体がずさんな施工だったりするのではないかと思いますので、そのあたりはやはり図面なり基準なりを見まして対応していきたいと思っています。

○田口委員 すぐお隣の和気町でもかなり大規模な山林を買い占めて計画があるようなので、罰則規定が設けられないということですけど、ぜひ実効性のある指導ができる体制をとっていただきたいという要望をしておきます。

○石原委員長 要望としてお聞きいただきたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

○掛谷委員 第2条の2項に土地または水面上とありますが、水面上については、恐らくため池になるかと思うんです。ため池も、個人所有があるとも聞いています。ちょっと大きいものになると市の場合もあるし、県はほとんどないと思いますが、これを入れられたのはどういう理由ですか。個人のため池というのはどれぐらいあるんですか。

○大森都市住宅課長 この条例につきましては、建物の屋根以外につきましては対象にしていくと考えております。個人の池、浦伊部のあたりにあるかと思うんですが、そういった施設も対象にしていきたいと考えております。

○掛谷委員 ですから、個人のため池っていうのはどれぐらいあるんですか。

○大森都市住宅課長 済みません。集計等はしておりませんので。〔「49」と後刻答弁あり〕

○掛谷委員 また教えてください。というのが、確かにゴルフ場の跡地、つつじが丘団地のとこ

ろに結構大きな池があって、中規模ぐらいの水面に太陽光発電をやっています。前は大ケ池で西岡市長時代に話があってなくなりましたが、あそこは市のものですが、つつじが丘団地の先のため池は結構大きいですね。こういう条例ができると市もかむことができるけど、基本的には、もう県の認可ですよ。これがなかったら、県条例ですから、県がオーケーと言ったら行けるわけです。これができると一つかむわけですけど。ですから、ため池を個人で所有する場合に、公の場合は当然もう合意というか、話が必要。だから、個人のものでどれだけあるのかを聞かないといかんわけです。水面上でもできるという権利があるんですから。ということで、わからなかったら、後でどこどこかわかるように教えてほしい、可能性としてあるわけですから。

○石原委員長 お願いします。

よろしいか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第77号につきまして採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決をされました。

以上で議案第77号の審査を終わります。

会議中途ですけれども、ここで休憩をとりたいと思います。

午前11時04分 休憩

午前11時18分 再開

○石原委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

○淵本建設課長 先ほどの個人所有のため池についてでございますが、台帳のほうを確認いたしましたところ、49ということでございます。

○石原委員長 それから、先ほど委員より申し出のありました水道、下水道のシステムに関する内訳表をお手元にお配りしておりますので、御確認いただきたいと思います。

***** 議案第83号の審査 *****

続きまして、議案第83号平成29年度備前市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして審査を行います。

別冊の決算書297ページでございます。

全体を通して質疑ございましたら。

○尾川委員 307ページの浄化槽使用料、現年分が少し減少しているんですけど、原因を。人が減ってきたんだろうと思うけど、どこなのかというのを教えてもらえたら。

○小川下水道課長 加賀美地区が3軒減ったということで140から137軒になりました。

○石原委員長 ほかに。

○掛谷委員 309ページ、浄化槽の維持管理委託料はどこ委託してありましたかね。

○小川下水道課長 浄化槽管理委託料につきましては、和気環境サービスに委託しております。

○掛谷委員 ということは、備前市内ではないということだと思いますが、これは入札等で決まったのかと思いますけど、和気環境に委託している理由について。

○小川下水道課長 吉永地区は旧和気郡で、合特法の関係で和気環境サービスに維持管理を委託しているということでもあります。

○掛谷委員 じゃあ、これはもう備前市のほうでやることができないんでしょうか。

○小川下水道課長 まず、合特法といいますのは、下水道が普及していくと区域内に住まわれている方がくみ取りとか浄化槽から公共下水道に切りかえると、仕事が減っていくということで、合特法によって維持管理をお願いしていくということになっております。しかしながら、下水道事業につきましても、全体の広域化、それから市内にも四、五社で組合をつくって、例えば備前浄化センターについてはどこの会社とか、共同ですとかいうことを現在市内で業者と話を始めたばかりであります。

○掛谷委員 合特法があっても、話し合いで備前市内の専門業者ができる可能性があるという何かニュアンスなんですけど、これが本当に法的にクリアできるんかどうか。もう少し明確に。

○小川下水道課長 話をしているということはしているんですけども、なかなかまとまりにくい状況であります。実際に日本管財が管理している備前浄化センターは特殊な専門的な機械技術とか化学的な技術がありまして、そういう部分についてもやりたいという業者があるんですけども、それが実際にできるかどうかや、現状のままでいいという業者もありますし、なかなか組合にまとめて委託するというのは、今後どういう展開になっていくかはまだ不明であります。

○掛谷委員 要は旧和気郡時代のものが合特法によって守られているからできないということなのか。いや、時代が変わって、できるのか、できんのかということ聞きよんです。

○小川下水道課長 できるとは思っております。

○掛谷委員 できると思っている。わかりました。

○川崎委員 これは地元の業者からも聞いていますし、合併後13年たちますけど、何で合併を拒んだ町の業者にいつまでも公共施設を委託せにやあならんというのは矛盾しとるなと感じてきました。問題提起なんで、久しぶりに思い出して言うんですけど、備前のもともとのくみ取り業者も、下水道が普及すりゃあするほどもうどんどん売り上げが減っていきようわけじゃから。お隣の業者を考慮するなどは言いませんけど、それ以上に地元の業者を考慮してあげるのが本来の自治体のあり方じゃないかと思えますんで、一時金を払ってでも、合併浄化槽がある限りずっ

と委託料が出てくるんでしょから、どこかで線引きする決断なりをしていただく交渉を強めて
いただきたいということを要望しておきます。

続きまして、それよりも、本当に毎年一般会計から一千四、五百万円という繰り入れをして
いるのは何かすごいと思うんですけど、公債費を見ますと、820万円ほどが元金で、利息が28
0万円ということで、いつ返済が終わるんでしたか、参考までにお聞きしときます。

○小川下水道課長 平成12年供用開始、35年で元利償還ということで、元号が変わるん
ですが、平成でありましたら47年ということです。

○川崎委員 こういう特殊な合併浄化槽でありながらなぜ補助金で処理できなかったのか。大変
な負担をしとんじゃねえかなと。この会計は47年が終わったらどうなんですかね。今やって
いる合併浄化槽への補助金システムのほうがより有効じゃないかと相当議論した覚えがある。や
っぱり合併浄化槽も耐用年数が来たらやりかえるときが来るんだらうから、そのときには今みた
いな備前方式でやるのか、また同じように再設備投資をして全部市が抱え込むシステムをとる
のか、参考までにその方向性をお聞きしたいと思います。

○小川下水道課長 個人設置型の区域内でありましても、新たにくみ取り及び単独浄化槽から
合併浄化槽に切りかえたいと申し出があった場合には、補助金型の合併浄化槽ということで、個人
設置型にする方向で今現在やっております。

○石原委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第83号につきまして採決を行います。

本決算を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第83号は認定されました。

以上で議案第83号の審査を終わります。

***** 議案第86号の審査 *****

続きまして、議案第86号平成29年度備前市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算の認定に
つきまして審査をいただきます。

決算書の381ページです。

全体を通して質疑ございましたら。

○掛谷委員 工事請負費、施設整備工事が524万8,000円。これはどういうところをやら
れたんでしょうか。

○梶藤水道課長 鴻島におきましてテレメーターの取りかえ工事を429万8,400円、寺山
水源池において電気設備工事を95万円の2件行っております。

○掛谷委員 鴻島のテレメーターの取りかえはどういう理由だったんかだけお知らせください。

○梶藤水道課長 鴻島は非常に遠い所にあります。そちらの水の流れとか量とかを坂根で把握するための施設を交換したということでございます。

○掛谷委員 これは何回もやっているんですか。

○梶藤水道課長 回数については把握しておりませんが、取りかえなので2回目以上になると考えております。

○尾川委員 使用料なんですけど、現年分の内容を教えてもらいたいのと、トータルで何件ぐらい減つとるのかというのが気になるんです。

○梶藤水道課長 トータルの件数ですが、今年度が1,914件、前年度が1,910件でございます。

○尾川委員 これはどういう原因なんですか。4件ふえとって、使用料は減つとると見とんですが、違いますか。

○梶藤水道課長 委員がおっしゃったとおり、件数はふえていますが、使用料は減っているというのが実情でございます。使用水量が減ったという判断になると考えております。こちらには、大きな工場とかもございませんので、そういう判断をしております。

○石原委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了します。

それでは、これより議案第86号につきまして採決を行います。

本決算を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第86号は認定されました。

以上で議案第86号の審査を終わります。

***** 議案第87号の審査 *****

続いて、議案第87号平成29年度備前市宅地造成分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして審査を行います。

同じく決算書の399ページからでございます。

全体を通して質疑ございましたら。

○尾川委員 広告料が16万2,000円で前年度から下がとんですけど、どういう広告をされとんか説明してください。

○濱山移住定住推進担当課長 山陽新聞の東備版に2回、岡山市版に1回掲載しております。また、山陽新聞の折り込みなんですけども、クイックリィ東備へ1回しております。

○尾川委員 クイックリィ東備でやとんですけど、反応はあるんですか。ただ、継続的にやとるといいますか。

○濱山移住定住推進担当課長 平成29年度は継続的にやっているということです。

○掛谷委員 補償補填及び賠償金101万円ほどについての詳しい説明をお願いします。

○濱山移住定住推進担当課長 造成工事に伴いまして電柱の支障移転が出てきました補償金でございます。

○掛谷委員 この場所は、たしかつつじが丘で何本ですか。

○濱山移住定住推進担当課長 1本でございます。

○川崎委員 去年は、売払収入がないということで1件も売れてないという決算になっていますけど、今度は北のほうに新しい団地につくるということで、もしそれなりの理想の売り値で売ったとしたら何戸でどれぐらいの売払収入を予定できるのか。推計で結構ですので概算をお願いしたいと思います。

○濱山移住定住推進担当課長 ただいま売れ残っているのが、つつじが丘1区画と、スワ1区画です。つつじが丘は、仮に売れた場合、約640万円で、スワの場合が150万円ぐらいになります。今回7区画を造成しておりまして、また土地鑑定士等々の御意見を聞きながら単価を決めていきたいと思っております。

○川崎委員 これは意見というか、要望になるかもわかりませんが、新聞報道で、たしか備前市は例外なく評価額が下がっていたという記憶がある。ということは、造成すればするほど、この特別会計も売れ残れば残るほど赤字がふえる可能性がある。そういう意味では、余り造成に力を入れてはいけない経済情勢かなというのを一つ感じております。それよりも、現実にある空き家または国の言う危険だから壊してほしい建物がたしか何戸かあったと思っております。そういうところこそ早くきれいにして、定住・移住じゃないけれども、ある土地をうまく活用するという方向に、この会計で使えるお金かどうかわかりませんが、既存の民間を買い取ったりするのもここでいけるんかどうかわかりませんが、そういう空き地、空き家なんかを潰して宅地を造成することにも、もしこの会計で使えるのであれば、今高い金を使って新造成地をつくるよりも、どんどん地価が下がりようから、売り手もそれなりの安い値段で売ってもいいよという可能性が十分にある経済情勢だと思うので、その辺の考え方なり方向性、またこの特別会計が使えるのかどうか、ちょっと参考までにお聞きしときます。

○平田産業部長 まず、つつじが丘の造成なんですけども、これはもともと初回の整備事業の中で大部分をもう既に市の用地としておりましたので、ただごく一部だけが地権者の方の事情で残っていたのが、今回買えることになったので買って、その残っていた部分を造成して分譲しようということになったもので、委員のおっしゃられますとおり、例えば民地の部分を市で買収してということになりますと、やはりどうしても公共事業でやると高くつくといったようなこともございますし、確かに何も無いところから市が買って分譲地を造成するのはどうかなというところはあろうかと思っております。

そういった意味では、空き家、空き地の活用を考えるのは非常に意義のあることかと思っておりますし、しっかり検討したいと思っておりますが、この特別会計は、宅地造成が主眼でございますから、多

分空き家へ使っていくというのはちょっと難しい、一般会計になるのではないかなと思います
が、その辺も、今までそうした検討課題が出たことがないので、少し研究してみたいと思いま
す。

○川崎委員 高度成長期なら、やっぱり早く取得しとかんと、何年か後には高くなると、1.5
倍になるという時代がありましたから、この特別会計も必要な時代があったんでしょうが、今は
持っておけば持つとくほど付加価値が下がっていく状況の中では、やはり宅地造成という名前を
宅地利用特別会計とかに変えて、やっぱり空き家対策と一石二鳥で空き家とぼろ家の解体、整地
とか、人口減少が続くこの備前市ではやっぱり特殊な経済的事情があるんじゃないかなと。それ
が土地を下げる原因になっていますんで、やっぱり下がるならもう少し先を見越して、こういう
値段じゃったら今なら買いますよとかということを早く話していただけたら、都市計画なり少し
でも人口定着に素早く手が打てるのではないかなという考えを持っていますので、時代に合って、
名前も変えられて、運用ができるんなら、そういう方向で使っていただくほうが今の時代の要請
に合っていると思いますんで、よろしくお願いします。

○石原委員長 今後の検討として捉えていただきたいと思います。

ほかにはよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終了いたします。

これより議案第87号につきまして採決を行います。

本決算を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第87号は認定されました。

以上で議案第87号の審査を終わります。

***** 議案第88号の審査 *****

続いて、議案第88号平成29年度備前市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定につしまし
て審査を行います。

同じく決算書の415ページからでございます。

全体を通して質疑がございましたら。

○掛谷委員 歳入の使用料及び手数料で、ここでは収入未済額が123万円ほどあって、どうい
った理由でこの駐車場の使用料はお払いができないのか。何人程度おられて、市としてどうい
う対応をやっていくのか。どういう指導をしているのかを含めて答弁をお願いします。

○淵本建設課長 こちらの滞納者の方ですけども、まず現年分として16名、それから滞納繰越
分として16名おられます。現年分につきましては、年度末の例えば2月とか3月の分を払い忘
れていたというような方が多いようございまして、電話による連絡等をさせていただいて納め
ていただくような形での取り組みをやらせていただいております。

それから、滞納繰越分ですけども、こちらにつきましてはもうかなり前からの分がありまして、なかなかお支払いいただけない状況ではあるんですけども、今回は24万5,829円を何とか入れていただいているというところでございます。

○掛谷委員 悪質なものですよ、駐車場をもう貸さないとお金がないので少しずつも払っているのは情状酌量がありましようけども、そういうケースというのはございますか。

○淵本建設課長 滞納繰越分につきましては、もうかなり長く納められていない方がございますが、現年分についてはそういった方はおられないと思います。

○掛谷委員 ですから、現年分のことを言ようわけじゃないんですよ。繰り越しでずっと同じ人なんだったら、勧告し、催促し、それで少しは払って首をつないでいるならまだしも、全然払わないという人がおられるなら、やっぱり処分というか、きちっとした対応をしなければならなくて、そういう人はおられますか。おられたら、そういうことをやるつもりはございますか。

○淵本建設課長 長くお支払いいただけない方については、お貸ししないという形をとっておりますので、そういう方について現年もお貸ししているということはないです。

○掛谷委員 了解しました。

○川崎委員 一貫して言んですけど、駐車場収入は日生中心でしょうけど、優秀な黒字会計を維持しているという点では非常に心強いですね。実質収支が1,100万円になつとるような書き方をしていますけど、繰り越しが入っていますから、それを除くと260万円ぐらいの利益が出ていますよね。そういう状況で、以前に比べたらやはり人口が減りようから利益が少なくなっているんじゃないのかなという側面はあるんでしょうけど、日生地区の流入人口の増加、観光客の増加など、それから長期滞在型とか、いろいろ考えますと、やはり今は安いところは24時間で500円か700円ぐらいかな。あと、昼間の使用頻度の高いところは1時間当たり200円で、夜になるともう50円とか、コンピューターの関係か簡単にそういう設定ができるようなんで。もう少し地域の活性化を考えていただくと、もう本当に地理的に中心になるような場所の空き地は当面、一時駐車場として時間単位で、岡山市内等はタイムズか何かという名前の駐車場が本当にもうぼんぼんふえようるわけです。日生というより、備前市全体でも一例つけて、先駆的に投資額に対して早く回収できるようであったら、そういう一例をつくりながら、ぜひシャッター方式とか、車どめ方式か、場所によって違いますけど、こういう黒字が続いてる間にそういう先例をつくっていただくこともこの特別会計のやるべき課題ではないかと感じとんですけど、過去に一貫して検討します、高くつきますという消極的な返答しか返っていませんけれども、もう本当に観光客に来ていただくためには絶対に必要な時代だし、特に日生なんかは花火、その他いろいろ催しがあるときに結局駐車場不足の状況なんですよ。気持ちよく来ていただいて、車をとめていただくためには、そういう一時駐車場の確保というのは絶対に必要じゃと思う、カキオコの時期も含めて。いかがですか。

○淵本建設課長 一時駐車場につきましては、現在検討している箇所がございまして、そちらに

つきまして内部で調整がつきましたら、予算計上させていただきたいと思ひます。

先ほど委員が言われましたのは、日生の中小路のことかと思ひうんですけども、そちらのほうも検討しておりますので、もし予算が上がりましたときにはよろしくお願ひいたします。

○川崎委員 今、パオーネの隣などは自主的にボックスへ入れてくれというのもええんじゃないけど、やっぱり都会の方というのはもう機械式が当たり前じゃないかと。私は、一時駐車場なら気楽に誰に遠慮もなく自分の好きなだけの時間置けると。そういう場を最低でも1カ所は提供して、どういう実績が残るか、利用頻度を見ればすぐわかるわけじゃから、ぜひ早目に、まだ1,000万円もあるんじゃないやったら、シャッター方式なら1,000万円もかからんんじゃないかと思ひますんで、どこでもええですから、ぜひやっていただくことを要望しときます。よろしくお願ひします。

○田口委員 これも日生地区なんですけど、前年度の随契だろうと思ひますけど、川の上の駐車場を修理して再度募集していると思ひうんです。現在何区画分が埋まっているか、わかれば。

○淵本建設課長 新橋の駐車場のことだと思ひうんですけども、今契約いただいているのは4区画でございます。

○田口委員 あそこもせつかく修理しましたんで、しっかりととめていただけるように、近隣の四軒屋あたりが中心になると思ひうんですけど、ぜひお願ひして使っていただけるように努力してやってください。お願ひします。

○尾川委員 もとへ戻るような話ですけど、駐車場の普通車、軽四の区画数をもう一遍教えてください。

○淵本建設課長 定期駐車場として378、一般駐車として100でございます。

○尾川委員 これは日生だけになるんですか。

○淵本建設課長 日生地区が定期で298あります。それから、吉永地区で80、定期については日生と吉永だけになります。それから、一般駐車場はそれぞれにございまして、備前地区にございますのは香登の南の17区画になります。

○石原委員長 よろしいか。

○尾川委員 後から地番表をもらえたら。

○石原委員長 じゃあ後ほど地番の提示をお願ひいたします。

ほかに質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了します。

これより議案第88号の採決を行います。

本決算を認定することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第88号は認定されました。

以上で議案第88号の審査を終わります。

会議中途ですが、ここでお昼の休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○石原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 議案第89号の審査 *****

続きまして、議案第89号平成29年度備前市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして審査を行います。

決算書の431ページからでございます。

質疑を希望される委員、おられましたら。

○川崎委員 一般会計から繰り入れしてそのまま出ていっただけですけど、これもどれぐらいの残高かと、何年払いでいつごろ終わるのか、参考までにお聞きします。

○芳田産業観光課長 来年、平成31年度で終了予定です。繰入金につきましては、振興基金を財源として繰り入れさせていただいております。

○川崎委員 完売していないと思うんで、理想の価格で売ったとしたら、また完売したら幾らぐらい入る予定なんですか。

○芳田産業観光課長 もともと団地といたしましては3つで、1つは平成28年度にNTN社宅で約3,900万円にて売却しております。畠田、香登西団地がこのまま契約までいければ約4億円強入ってくるかなど。それとあわせて、香登本団地の約1.1ヘクタールの土地につきましては1億8,000万円程度の売買契約になるかなどというところであります。

○掛谷委員 畠田の西について、今は草ぼうぼうになっておりますし、スイキュウさんの企業誘致の本契約ができたようにも聞かれました、今の時点で一体どうなっているのかお聞かせください。

○芳田産業観光課長 実は8月28日に会社を訪問いたしまして、購入していただけるという意思の確認を行って、契約書等の作成を進めて協議をしているところでございます。本年度売却を目指して協議を進めております。

○掛谷委員 本年度売却を完了したほうがいいとは思いますが。まだ本契約ができないのに、次の話をするのもどうかと思いますが、結局のところあれはどういう位置づけか、わかる範囲で、どう活用されるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○芳田産業観光課長 物流センターとして建屋を建設していただきます。岡山の物流センターではなくて、瀬戸内市にお持ちです。そちらの拡充ということで、今より規模も大きくなる物流センターとして従業員の方に来ていただくと。プラスアルファ新規雇用をしていただくような形で話を進めている状況です。

○掛谷委員 いい話なんで進めてもらいたい。一体あそこにトラックを何十台ぐらい考えているのか。今言われた新規雇用がおおよそどれぐらいかと思うんですよ。

3つ目に、新しく川沿いに市道を広げて、ベアリングのところから入れるようになります。それが完成をしないと通りにくいと思うので、道路の完成と同時というんか、そこも教えていただきたいと思います。

○芳田産業観光課長 雇用の数につきましては、まだ正式なお話ができておりませんので、ここで数字は言えませんが、10名以上の雇用を計画していただいているという状況です。

トラックにつきましては、建屋をどこまで大きくするかという話もございました。そうした中で、少し建屋が大きくなるということで、トラックを全部こちらには持ってこれないということもありますので、台数的には長船へ残す可能性もあるということで、今の時点では何台来るかというのはないんですけども、実際に荷を運ぶトラックの動く数で言うと、150台ぐらいが稼働されるんじゃないかと考えております。

それと香登4号線のお話ですが、建設課で工事をしておりますが、まだ計画が完全にできていないところがありますが、おおむね平成32年度末までに8割方の完成を目指しているところでございます。

○掛谷委員 4号線で、今計画している道路の先の改良もするというお考えで、一部まだ計画がないということでしょうか。

○淵本建設課長 今計画しております香登4号線につきましては、国道2号から左へ曲がるころまでをメインにやっております。その先のNTNさんの遊水地のところについては今のところは計画の中にはありませんが、御指摘のように形状的に危ないところもございますので、今後の計画にはなるんですけども、改良は考えていきたいと思っております。

○川崎委員 スイキュウというぐらいじゃから、水産資源の運送かなと勝手に思いよんですけど、本社はどこにあるのかな。前回の総務委員会的时候に本社が移転したら何か優遇があるような議論をしたんだけど。絶対本社が来んようなところは無理なんだけど、岡山市のトラックターミナルにもあるし、長船にもあるし、備前にまで来るとしたら、何か本社が来てもええような雰囲気を感じるんで、甘い考えかもわかりませんが、確認の意味で、本社がどこにあって、本社まで一緒に来てくれというような話、まだ残りのスペースがあるならそういう誘致策をやって、黒字企業じゃからどんどん大きくしょんじゃろうから、法人税をいただけるようになったら、大分備前の活性化につながるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○石原委員長 御質問が膨らんではきよんですけども、一旦ちょっとお預かりをして、ここでは歳入歳出のわずかな項目なんですけど、ここでの審議をいただいて、後ほど所管事務調査でと思います。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、これより議案第89号平成29年度備前市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算

の認定につきまして採決を行います。

本決算を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第89号は認定をされました。

以上で議案第89号の審査を終わります。

***** 議案第90号の審査 *****

続きまして、議案第90号平成29年度備前市水道事業会計決算の認定につきまして審査をいただきます。

こちら別冊の決算書となります。

本日の決算審査におきまして、全体でというよりもちょっと分けさせていただいて、表紙の裏に目次があらうかと思えます、第1、第2、第3というところで。この3つぐらいに分けて審査を行ってはと考えております。

まず第1、備前市水道事業会計決算ということで、ページでいきますと1ページから12ページでございますが、第2においてもろもろの工事の内容であったりということが示されておるんですけども、収入、支出、よろしいでしょうか。最後に全体を通してということで、もう一度お伺いはしますけれども。

それでは、第2の備前市水道事業報告書13ページから25ページとなりますが、いかがでしょうか。

○田口委員 25ページですけど、その他の(二)、他会計出資金というのがありますが、そこに水源開発事業の企業債償還元金とか統合水道事業の企業債償還元金とあります。これは、どういう関連のお金ですかね。

○梶藤水道課長 水源開発事業の企業債償還元金につきましては、水源開発を行った際の起債の元金償還に充てるお金を一般会計からいただいているお金でございます。

次の統合水道事業の企業債償還元金につきましては、平成27年に簡易水道と上水道が合併した際の補助事業の起債の元金の償還に充てるお金を繰り入れしていただいているものでございます。

○掛谷委員 14ページに、水道事業の報告の概況、総括事項が載っています。書いてあるとおりなんですけど、問題は収支が3億8,000万円ほど不足して、内部留保資金で補填しますということなんで、一つは財務状況を回復する手だてはなかなかないんです、厳しいんですけども、そうはいつでも頑張らなあかんわけですけども、この不足することについてどういう手だてを今後考えているのかということと、下の建設改良の事業で3億2,700万円を費やしています。このことについての今後の老朽化整備についてのお考えをお聞かせください。

○梶藤水道課長 1点目の3億円の収支不足につきましては、水道事業の企業会計は非常に見にくいんですが、4ページの資本的収入及び支出の部分での不足となります。こちらは、

建設的事業の予算組みなっております、建設的部分の収入というのは非常にもう限られた収入になっておりますので、基本的にはマイナス予算になります。というのが、こちらで補助金とか一般会計の繰り入れはいただいている会計になっておりますので、マイナスになっております。その分のマイナスの3億円のお金というのは内部留保金で補填するという形で、今まで蓄えてきたお金で補填していますので、経営の部分を見ていただくのでしたら、1つ前のページの収益的収入及び支出の部分になってくるんですが、こちらの部分につきましては、マイナスではなしにプラスになっております。こちらについては、赤字ではないということで、当面運営的にはマイナスではないという解釈をしていただいたほうが正しい解釈になるのかなと考えております。

先ほどの建設改良のお金につきましては、限られたお金になりますので、今後も更新事業と機械の整備事業等をあわせながら、更新に2億円程度のお金をつぎ込んでいけたらと考えております。

○掛谷委員 特にもう一回お伺いしたいのは、毎年2億円。平成29年度は3億2,700万円ですけども、毎年2億円程度ということは少ない費用で考えていくということでしょう。建設改良、建設というのは余りない、改良にお金がかかるのではないかなど。いわゆる維持管理費であり、また老朽化したものを新規にかえるとか補修工事等々をするとか、これはたしか計画があると思うんです。その中で毎年2億円程度の建設改良事業ということでもいいんでしょうか。

○梶藤水道課長 整備計画の中である程度は動いておりますが、2億円とお話しさせていただいたのは、更新に係る耐震化とかのお金を2億円程度と見込んでいます。建設改良全体としては3億円以上が要るのではないかと。

あと一点、維持管理のお金につきましては、3条の収益的収支で見えておりますので、建設改良費では計上はされておられません。

○掛谷委員 よろしい。

○石原委員長 ほかに。

○川崎委員 損益だけ見ると、減価償却が3億円弱、それから最終利益が8,400万円ということになると、合わせますと3億7,000万円ぐらいの現金が残ることになりますよね。長期借入れの元金はどれぐらい返済しよんかな。

○梶藤水道課長 11ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらの固定負債というのが企業債の部分で12億3,773万円……。

〔「これは残でしょう」と川崎委員発言する〕

その下の4番、流動負債の(2)の企業債部分が……。

〔「ああ、これが元金返済になるん」と川崎委員発言する〕

そうですね、はい。1年分に当たります。

○川崎委員 損益を見る限り、減価償却費は架空の経費だし、当期利益が8,400万円出る

と、合わせて3億8,000万円近い内部留保ができるという計算書になっていますよね。ここで9,000万円、1億円程度の借金返済ということになれば、今の3億8,000万円からいったら2億8,000万円程度の現金が残るといふ計算になりますよね。実際に未処分剰余益もふえとるし、現金預金で言やあ22億円を超えとるというような状況であれば、固執するわけじゃないけど、何で坂根の配水池を動かすために、必要な基幹送水管についての更新を早めないのかなと。そう言ようる間に東南海地震が来れば、基幹が爆発して1万5,000世帯全部がストップしましたというような話になってはならんという危惧をしとるわけですよ。だから、枝線も地域の人にとっては大切なんだけど、基幹部分がやられるともう工場も一般市民の生活も全部壊滅的な影響を受けるわけですから、その辺はどうなんじゃろうか。現金が22億円あって、前年度の利益を見ても3億円弱の現金、預金ができるような損益になつとんで、何か金が足らんじゃ、何じゃいうて答弁しとんやけど、私はこの収支バランスを見る限り、余裕持って改良、更新なりして返済もできるんじゃないかと。現金、預金を置いとったって今は何の価値も生みませんから、借入れは利息が高くなるから、限界まで現金、預金は使って、より災害に対しても耐えられるような、特に上水道はそういう状況にさせていただきたいと。下水道も大事ですけど、水が出んことには下水道の使いようがないんで、上水道が最優先ではないかと思つとんですけど、何か70億円じゃ90億円じゃのばくつとした総額の話はするけど、現実はこの坂根の配水池を見てもはや3年も5年も放置状態が続くというのは、どうなんでしょうか。

○梶藤水道課長 おっしゃられるように、基幹管路の耐震化等を進めて地震等に備えるというのは非常に大事なことだと認識しております。

来年度以降に計画しておりますのが、香登、大内のあたりの備前市では一番大きい600ミリの管路の更新事業を進めていこうと計画しております。あと、大きな事業といたしまして、坂根の水源地の浄水施設に新たな施設を追加することが必要だということで、その施設の更新を予定しております。耐震化とそういう施設の更新とを合わせて30億円程度見込んでおります。

以前からお話しさせてもらっていた事業の60億円のうちの30億円ぐらいしかまだ事業は進んでおりません。その坂根の部分につきましても、15億円から20億円程度要ると見込んでおりますので、委員御指摘のように現金がありますが、その現金をある程度使う見込みで残しているという状況でございます。

○川崎委員 資金繰りは別としまして、結局のところそれなりに年次計画で努力しとんじゃろうけど、何年後に坂根の水がいっぱいになって、安心して基幹送水管だけでも更新して、耐震化以前に何かぼろぼろの管がまだあって、それをかえるのが先だ、耐震どころじゃねえ、古い管の更新が最も緊急じゃとか聞くんじゃけど、実際に片上も破れたし、その可能性もあるんじゃけど、それはそれでやるとしても、やっぱり坂根は確実に動かしていくべきではないかなと。余りにも使わずに放置状態というのは、かえって施設の老朽化が進むんじゃないかという危機感があるんですけど、ステンレスか何かでやっついて、コンクリートは別じゃから、余り遊ばせとつても

消耗度は少ないんかもわからんのやけど、せっかくつくって、そういう設備投資をいつまででも遊ばせるというのは、危機管理からいっても市民の生命を守る水をいかに安心して送るかということを考えても、やっぱり主要なものをやりかえとんやから、それを利用して少しでも市民が安心して生活できるということは絶対必要だと思うんですけど、何年後になりそうですか。

○梶藤水道課長 坂根配水池の利用の話だと受け取っております。坂根配水池につきましては、今年度中に切りかえの予定で進めております。

〔「それはええ。トップニュースじゃ」と川崎委員発言する〕

○石原委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ちょっと分けるのは難しいんですけども、第3の27ページ以降、決算附属書、明細のようなところになりますけれども、こちら質疑ございましたら。

○掛谷委員 一般会計から水道事業へ繰り出している金額というのはどこにあるんでしょうか。

○梶藤水道課長 25ページで、通常一般会計からの繰り入れと言われる以外の事業というか、お金だけ言わせていただきますと、(イ)の支障給水管移転工事負担金、(ハ)の下水道支障管移転工事負担金、こちらの2つにつきましては、下水道事業からいただいているお金でございます。あとにつきましては、一般会計のほうから繰り出ししていただいているお金でございます。

○掛谷委員 ということは、一般会計を足したら幾らになるんかな。

○梶藤水道課長 1,223万4,628円でございます。

〔「この表のどれを足し算したら出てくるん」と呼ぶ者あり〕

○藤森建設部長 25ページの他会計負担金のところの分で言いますと、(イ)の消火栓維持管理負担金44万9,280円足すそれから(ロ)の他会計補助金326万1,344円足す(ニ)の他会計出資金618万404円足す(ホ)の他会計負担金234万3,600円で1,223万4,628円になるはずです。

〔「はい、ありがとうございました」と掛谷委員発言する〕

○石原委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

○田口委員 29ページの他会計補助金というのは、これどこからの補助金かと、雑収入というのがどういう収益なんか、2点お願いできれば。

○梶藤水道課長 他会計補助金でございますが、25ページの(ロ)の部分になります。

○川崎委員 7ページの損益で、営業外収益の他会計補助金というのが326万1,344円と出とんよ。ところが、今1,200万円とか言うたやない。それは、この損益でいったらどこへ入ってくるん。入ってこないの。その他の営業外収益になると思うんやけど。

○梶藤水道課長 今委員がおっしゃってくださったのは、3条の営業の収益になりますが、その他の部分につきましては4条の建設改良、資本的収支のほうの収入のほうに入ってくるお金でございます。

○川崎委員 いや、そこがわからんのか。企業会計じゃったら、全ての収入に対する支出というのは全部損益に出てくるわけじゃ。企業会計だったら、こういう他会計からの補助金320万円とは別に、資本的収入というの、一旦その他の収入に入れて、支出のところで設備投資に投資する減価償却の対象のお金だというふうになると思うんよ、普通。そういうのが何で損益に出てこないかなというのは、どういうふうに認識していますか、残り800万円とか。全部一旦他会計からの収入に入れるべきじゃないん。

○石原委員長 ちょっと済みません。ページで分けたりしたんですけど、なかなか難しいんで、もう全体ということで、関連もしてきましょうし、申しわけございません。

○藤森建設部長 例えば25ページで言いますと、企業債償還元金に係るものは資本的収支、4条予算で見べきもので、3条予算の損益収支はその上にある(ロ)の償還利息は損益で見なさいよと企業会計ではなっているんで、それぞれ3条予算と4条予算へ分けて補助金と出資金として入れているということです。

○川崎委員 結局、企業会計で言うと、補助金というのは一種の借入金なんやな。支払いの要らない借入金、資本的収支というのは、企業会計で言うたら。だから、損益に出てこんのじゃな。

○藤森建設部長 今言われるように、単純に補助しますよと。これは水道なんで、水源開発とか統合水道事業というのは、簡易水道を水道事業と合体させるために管を結ぶお金、これは国、県で見ますよということで、一般会計から補助しますよということでもらっとるお金なんで、あくまで借り入れじゃなしに、補助金。それから、出資も同じような意味なんですけども、補助金じゃなしに資本的収支、建設改良の一部として出資しますよという。

〔「資本金扱い」と川崎委員発言する〕

そのとおりです。

〔「わかった」と川崎委員発言する〕

○石原委員長 よろしいですか。

○尾川委員 結局水道料金をぼっこ上げてもらうたら困るというのが一番なんです。そのための努力をしてほしいというのが一番考えていることなんですけれども、監査委員から出とるこの決算審査意見で、6ページの未収金というのが結構大きな金額になって累積しとると思うんですけど、ここに監査の指摘もあるんですけど、どういうふうに考えて、5ページにも純利益がだんだん下がってきておるという実態に対してどういうふうな考えで決算を見とんのですか。

○石原委員長 別冊の監査委員の意見書からの御質問でございます。

○梶藤水道課長 未収金に対してでございますが、ただいま料金収納の関係は、第一環境という民間業者に委託して収納率を上げる努力をするような形で取り組んでおります。特に現年分につきましては、定期的に督促、催促しながら料金回収を進めております。収納率につきましては、上がってきていると認識しております。

○尾川委員 収納率が上がるとはいうものの、未収金額というのもここへ書いてあるんです

けど、もう少し収納率を上げるということについてどう考えとんかな。業者任せでどういう形でやっとなかようわからんのですけど、収納率が上がるとというものの、ほかの税金と比較したときの考え方というのを教えてもらったと思うんですけど。

○梶藤水道課長 収納につきましては、例えば、4月10日に給水停止の通知をして4月26日に停止するとか、即時給水停止の処置をとるような形で滞納を防ぐというよう努力させていただいております。

○尾川委員 結局とめりゃあええというもんでもないし、そうかというて罰則がなかったらなかなか徴収できんという事例もあるんですけど、要は公平性とか利用者の負担というのが合わずに、どういう状態なんかというのがわかりかねるんですけど、その辺の対応をしっかりとやってもらって、要するに瀬戸内市より水道料金が安いと、下水道料が高いんで、その辺が気になるところなんですけど、和気町よりも安かったかな、そういうふうなことで、住みやすさという面から水道代のことをいつも話しするんですけど、そういう取り組みで、全体の決算なんですけど、そういう未収とかあるいは効率とか、それから有水率とかというふうなことに視点を置いて対応してほしいなということで、答弁願います。

○梶藤水道課長 収納率ですが、現年におきましては97%以上で収納しております。給水収益が7億3,000万円弱ありますので、あと3%残っているのだけでもやっぱり2,000万円程度のお金がどうしても収納できずに残るという形で積み上がってきているのが実情でございます。なかなかこれ以上をとというのは難しい部分がありますが、それはもう努力はしておりますので、御理解いただけたらと思います。

○掛谷委員 意見書の11ページ、ここで大きな問題は、ここに書いてございますように、配水管の老朽化によつての漏水が非常に多いということで、その究明、修繕、長期的な計画ということで、このグラフを見ましたら、確かに142万円というような差が生じているという大きな問題を抱えております。お聞きしたいのは、今私が聞いた今後の計画ということと関連をするかどうか。坂根の水源地の施設をやるとか、香登、大内の管路の問題、これがその問題と全て一致しているとは思いませんが、そのことについてどう対応していくかということで、14ページあたりにもまとめも書いてありますけど、水道ビジョンとの兼ね合いを含めて、この大きな問題をどのように今後されるのかお聞きしたいと思います。

○梶藤水道課長 坂根配水池と先ほどお話しした管路の耐震化と漏水がどう関係しているのかというようなお話を今いただきました。その件につきましては、直接的に坂根の配水池ができて漏水がなくなるという話ではございません。香登、大内の管路が今漏水していて、直したら漏水が直るかという話ではございません。漏水については、漏水している箇所を直すとか、別の耐震化を行っている部分についての工事で対応していきたいと考えております。

○掛谷委員 それはわかりました。じゃあ、全体に係る漏水ということについては、やっぱり調査し、検査しないとイケないと思います。そこの把握はまずされているかどうか、これからなの

かを含めて、これだけの差があるとお金に換算しても相当な額になると思いますけど、金額的にどれぐらいなもんか。どれだけ損しているかということと、じゃあどういふふうに関後ここを調査し、問題の箇所を発見するかということとを教えていただきたいんですけど。

○梶藤水道課長 単純に計算いたしまして、どれぐらいのお金が漏水でなくなっているかということ、11ページの中でありまして、1億9,000万円少々という形での計上がされております。約2億円と考えていただいたらいいと思います。

漏水についてどういうことをやっているのかということにつきましては、毎年漏水の調査を委託して、漏水箇所の発見をして、漏水について修繕等を行っております。プラスして、大きな工事が必要な場合については、その路線についての修理を行っているのが実情でございます。

○川崎委員 漏れた水が売り上げになったらというのは、まさに絵に描いた餅であって、今需要供給バランスがとれとるわけじゃから、漏ってもそれ以上に送るとるからちゃんと需要には応じとるわけでしょう。だから、年間635万 m^3 として141万立方メートルというたら約20%強ぐらい漏水しているというトン数のデータが出ていますので、2割上回るということは、100%漏水がなければ2割電気代か何か消耗品の経費が落ちるということになれば、浄水費だとか給水を合わせても2億6,000万円ですから、2割というたら5,000万円ぐらいか、そういう経費がなくなるということを考えて、5,000万円の設備投資ぐらいは本気でやって、もう1%以内に漏水率を低めるというのが一つ目標かなと思うんですけど。

もう一つ、参考までに、同規模自治体の上水道のこういった漏水率なんかというのは調べたことはあるんでしょうか。お隣の赤穂市は日本一安い上水道料金じゃということなら、ああいう城下町で効率的な配管にしとるんで漏水率が低いんだろと思うんですけど、設備投資も低いから減価償却も少ないですからね。何かそういう他の自治体の漏水率なんかがわかる場所はありますか、参考までに聞かせていただいたら。

○梶藤水道課長 類似団体平均の指標になりますが、85.4%です。

○川崎委員 平均か。ほんなら、5%ほど悪いんかな。

○梶藤水道課長 8%ぐらいですかね。

○川崎委員 やっぱりせめてその平均値に向かって頑張らなあかな。ありがとうございます。

○石原委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

必要ならば、後ほど所管事務調査でまた取り上げていただければというふうに思います。

それでは、質疑を終了いたします。

これより議案第90号につきまして採決を行います。

本決算を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第90号は認定をされました。

以上で議案第90号の審査を終わります。

***** 議案第91号の審査 *****

続きまして、議案第91号平成29年度備前市下水道事業会計決算の認定につきまして審査をいただきます。

別冊の決算書となります。

下水道に関しましては、全体を通してということで審査をいただければと思います。

質疑ございましたら。

○田口委員 合併浄化槽の件ですけど、公共ますへの未接続が何%あるのかを知りたいんです。

○小川下水道課長 水洗化率、公共ますへの接続率が91.85%ですから、8.15%がまだ公共ますのへつながないということでもあります。

○田口委員 接続されていないところはどういう世帯なのか、高齢で1人住まいとか、そういう内容はわかりませんか。

○小川下水道課長 接続されていないのは、今委員がおっしゃられたように、もう高齢化、1人もしくは2人住まいということも考えられますし、また経済的な負担もあると思いますし、もう既に合併浄化槽をしているので、別に公共下水道に接続しなくても不便ではない、今のままでいいと思われる方もおりますし、それぞれいろいろな意見があって公共ますにつながっていないのではないかと考えております。

○掛谷委員 もう全体的な話の中で、監査委員の意見書30ページにまとめが書いてあります。基本的には黒字の経営をされているということですが、下水道の長寿命化計画の中で、下水道ストックマネジメント計画を策定すると言われております。このことについてのポイントを教えてください。

○小川下水道課長 まず、下水道ストックマネジメント計画について説明をさせていただきます。

これまで、下水道の長寿命化計画という名前でありました。その長寿命化計画の名前が変わりまして、ストックマネジメント計画、ストック、つまり今持っている施設、マネジメント、経営ということで、今持っている施設をいかに壊れないようにお金を投資しながら経営をしていくかという計画であります。しかしながら、下水道事業は、昭和51年の雨水計画から始まってもう50年近くになって、どんどん機械が老朽化して、頻繁に故障が出ております。ランクづけでいきますといつ壊れてもおかしくない施設がたくさんあって、それを直していくには、非常に財政的に厳しい状況であります。その中で、ストックマネジメント計画、物を直したり、それ以前に計画を立てたりすることに2年間、50年間ずっと続けて投資をしていったら、その機械の施設そのものが破損することがないであろうということでもあります。さらに、未整備地域、認可区域の中でどうしても諸事情でまだ整備ができないところをよけますと、あと107ヘクタールほど残っております。その107ヘクタールについて平成35年を目標に下水道課としては頑張っ

いる状況で、財政担当にお願いをしている状況であります。

○石原委員長 済いません。今後についての計画性であったりというところはまた場面を変えてするほうがいいのかなど。

○掛谷委員 まだ未整備のところについてがこの下水道ストックマネジメント計画と捉えていいんですか。今まで整備したところの老朽化も入ってくる話なのか、入らない話なのか。今のを聞くと、これから未整備のところをこの計画でやるというふうに捉えとんですが。

○小川下水道課長 スtockマネジメント計画というのは、今できている施設をなるべく健全な状態に持っていくための計画であります。ですから、計画の中には未整備地域の計画は入ってはいません。

○石原委員長 御不明な点があれば、また所管事務調査で取り上げていただけたらと思います。質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これより議案第91号につきまして採決を行います。

本決算を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第91号は認定されました。

以上で議案第91号の審査を終わります。

会議中途ですが、ここで2時15分まで休憩とさせていただきます。

午後2時06分 休憩

午後2時15分 再開

○石原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 議案第94号の審査 *****

引き続きまして、議案第94号字の区域及び名称の変更について審査をいただきます。

再び議案書37ページにお戻りいただきまして、質疑がございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これより議案第94号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

***** 請願第2号の審査 *****

続きまして請願第2号有害鳥獣駆除活動についての請願でございます。

委員の皆様から御意見等ございましたら。

○川崎委員 請願事項ですけど、主体的な取り組みを早急に行えというて、具体的に何をするのか。

○坂本農政水産課長 請願に対して答える立場に今はないんで、猟友会の内容と駆除班の環境を少し説明したほうがいいかなと思うんです。

よろしいでしょうか。

○石原委員長 はい。

○坂本農政水産課長 まず、備前市には猟友会が3つございます。備前が55人、吉永が30人、日生が18人ということで、11月15日から3月15日までの猟期の中で県から許可をもらって狩猟するというのが猟友会の活動内容でございます。

それから、有害鳥獣の被害を受けまして、その対策のために駆除班というのをつくりました。これは猟期以外で駆除してもらうための制度でございまして、それぞれ備前側は4つの班、日生側は1、吉永側は4つというようなことで、構成メンバーは備前の場合は55人のうち25人が駆除班に入っています。日生は18人のうち16人が駆除班員、吉永地区につきましては30人のうち24人が駆除班員になっています。この任命につきましては、市が任命をするんですけども、市が直接判断して決めるわけではございません。各班の意向によりまして任命をしております。ですので、メンバーやその人の人格であったり資格というのは班にお任せをしているという内容でございます。

それから、この狩猟者登録をするのに、これは岡山県の許可になりますので県の狩猟税というのがかかります。その狩猟税につきましては、それぞれの猟の区分、とり方、わなであるとかおりであるとか、そういった区分に応じて、金額が5,500円から1万6,500円というような税の体系になっていまして、駆除班に入るとその金額は半分になるというような優遇措置がありますので、それらを踏まえてこの請願が出てきたと理解をしております。現状はそういうことでございます。

○川崎委員 いや、だからこの請願は結局全員が駆除班に入ってくれ、努力してくれということなんじゃろうけど、猟期のおいしい肉以外は関係ないから、おいしくない時期はとりたくないという猟師が多いということですか。どう理解したらええん。何で全員が横に並ばんの。その理由をはっきりして。全員が駆除班に入りゃええだけの話やろう。今言うたように、半額か何かで優遇されるんじゃろう。何でせんのですか。猟期以外の話じゃろう、駆除班というのは。

○坂本農政水産課長 そうです。

こちらの請願の趣旨のように、全員の皆さんがいっぱいとってくれるのは大変助かることなんですけれども、やはり班のルールを守れない人も中にもおられるようです。

〔「何のルール」と川崎委員発言する〕

狩猟のルール。例えば違う場所に入れるとか、危険な場所に設置するとか。それなりに班は班の中でいろんな取り決めもあるし。

○掛谷委員 請願事項に、市として統一した駆除活動促進に向けた体制づくりを備前市としてやってくれというような話がありますが、ここなんだと思うんです。これを市としてやる気があるならばできるんじゃないかと思うし、これがどうなっているんですかね。駆除班に任せて任命するよというふうに言われたんですが、それが正しいのであればそのやり方だし、市として変更する気があるのか、駆除班に任せとるのを市が統一する、全員だというようなことは、可能なんかどうか。可能であつたらしてあげりゃええし。教えてください。

○坂本農政水産課長 実は、ことしの春にもこの猟友会の総会に参加させていただいたんです。これは総会といっても、備前の分会の集まりだったんですけれども、やはりそれぞれの班で意見が違うんで、この話にはならない。市が一括してせえという話にはその会議ではなっていないんです。したがって、私どもの調整はなかなか難しいかなということ、そういったことは手がけられてないという状況でございます。

○掛谷委員 意見が違うから、市が調整できない、それはわかる。逆に、市が駆除班にもうこれで行ってくれと、こういう案でという提案はできないんですか。

○坂本農政水産課長 できないと思います。

○掛谷委員 できないという理由は。

○坂本農政水産課長 私どもが調整してできるようなものではないんで、もともと趣味の世界でスタートした猟友会ですから、その方たちがそれぞれ協力し合って今の形になってますんで、市が強制的にやってくれということは言えませんし、主体性にある程度お任せする以外に引き続き協力してもらえないと。例えば4つ班があつて、3つの班に横を向かれたらもう協力してもらえないということになりますし、なかなか調整が難しいんで、私どもはもうこういった立場をとらざるを得んかなという思いしております。

○掛谷委員 ということは、この請願事項は非常に難しいという捉え方、そっちはそうですとは言えんかもわかりませんが、難しいなというふうには思われますか。それ返事はなかなか難しいんだけど、現実的には。

○石原委員長 どう捉えるかは難しいと思うんですけど。

○坂本農政水産課長 努力をなささいという意味であれば、努力はいたしますということで、最初からこれを否定するつもりもありませんし、特に私どもから意見を言うつもりもございません。

○川崎委員 それで、趣旨の中に、現在は駆除班と一般会員の免許更新等の待遇に大きな格差が生じていると。これ一般会員というのは、猟友会のメンバーじゃないというふうには理解したらええんですか。

○坂本農政水産課長 これは一般的な猟友会のメンバーです。猟友会の中に駆除班があつて、駆除班に入るとる人だけが優遇を受けると。

○川崎委員 ほんなら、皆入れりゃあいいだけの話じゃないん。

○坂本農政水産課長 いや、入れても、これはとってくれんと払わんのですよ、減免しないんですよ、とらないのに入っただけでは……。

〔「だけど、入らん限り……」と川崎委員発言する〕

減額はできません。

○川崎委員 じゃあ、全員入れときゃあええんじやろう。とつてもとらんでも入れときゃあ、とってくれる可能性が出てくるんじやから、駆除班に名前並べたらええんじやないの。あかんの。

そんな説明を聞きよると、今の駆除班のほうに何か防御の組織体制みたいななんかがあって、おまえらは仲間に入れませんよと、入れん以上は駆除班のメンバーになれませんよというふうな。だったら、全員したってええやないの。だけど、実際趣味でやりようる人は一生懸命とりに行くんじやろう。だから、それはそれでええんじやないの。一般会員でとりたくない人はとりに行かんじやろうし、駆除班に入ろうが入らまあが。そういう問題でもないの。

○石原委員長 そういう中で本請願が出されてきとんですけれども、猟友会側の事情、それから市としての事情、それぞれありましようけれども、もうこの請願の趣旨であつたり、請願事項について努力すべきということでしたら、市としてもある程度可能ではありましようけれども、厳密に規則をつくって、猟友会の内側まで入って行って取り仕切つてということは現状では不可能のようでございますので、それを我々議員がどう捉えるか。

○川崎委員 じゃから、はっきり言うて、執行部が採択してもろうたほうが、ちょっとでもいいんか悪いんかはっきり言うてもらわんと、どっちの立場に立つかで、全然もうわからんから、継続審査でもええんかな。

○石原委員長 いやいや、執行部にそこを求めても。
暫時休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

○石原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

請願についての御議論をいただいとるわけですけれども、委員の方より御意見ございましたら。

○掛谷委員 趣旨についての事情はよくわかりました。しかし、市が全面的に前へ出てこれができる話ではないというふうな見解もお聞きしました。非常に悩ましいと思います。そういう意味で、言われている趣旨はよく理解できるんで、趣旨採択を提案したいと思います。

○石原委員長 ただいま委員より趣旨採択すべきではないかという御意見が出ました。ということで、まずこの件に関しまして趣旨採択すべきか否かにつきましての採決を行いたいというふうに思います。

採決につきましては、まず趣旨採択について行いまして、趣旨採択されなかった場合には採決につきましてはの採決を行います。

それではまず、趣旨採択に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

採決の結果、可否同数でありますので、委員長は趣旨採択と決定いたします。

少数意見留保を希望される方がございましたら。

○**田口委員** 日生地区、吉永地区はもうほとんど猟友会の会員さんが主流派なんです。だから、できれば同じ体制でやっていけるのが理想じゃないかと思うんで、採択をしたほうがいいと思うんです。五十数名おって、25名で、あとの方は外されている状態というのはやっぱり不自然じゃないかと。そういう状態を放置するというんか、言えば日生のほうも狩猟班が足りないわけですよね、絶対数が。だから、そういう意味でもできるだけふやしていただければいいと思う。放置したままになっているような小さい、全然猟に行っていない鴻島とか大多府とか島嶼部にも行けるような体制づくりをしてほしいと思います。

○**石原委員長** ただいまの意見に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

結構です。所定の賛成者がありますので、少数意見は留保されました。

本日中に少数意見報告書を作成の上、委員長まで提出をよろしく願いいたします。

以上で請願第2号につきましての審査を終わります。

以上で本日の委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

***** 報告事項 *****

それでは引き続きまして、執行部からの報告事項をお受けしたいと思います。

○**大森都市住宅課長** それでは、都市住宅課から伊部、浦伊部地区の区画整理事業の廃止について御報告させていただきます。

伊部、浦伊部地区の区画整理事業の廃止につきましては、この議会の一般質問にて進捗状況等について御質問をいただき、廃止後の新しいまちづくりの基本構想図素案の説明をさせていただくということと、あと前回の委員会でも報告させていただきまして、最近の取り組みや今後の進め方についても説明をということでございましたので、あわせて報告させていただきます。

資料をお配りしておりまして、まず1ページ目についてですが、この廃止している事業の全体概要といたしましては、計画面積が約61ヘクタールの土地を昭和49年1月に都市計画決定しております。左側の図面は前回の委員会の資料と同じでございまして、右側につきましては土地区画整理事業の制度についての解説ということで、一定の区域を定めまして整備する道路、公園、整備費用の一部を生み出すための土地を減歩により公平に出し合いまして、道路、公園、宅地などを一体的に整備する事業でございまして、この減歩については、皆様で出し合った土地の一部を公共の道路や公園用地にするための公共減歩と保留地として売却し事業費の一部に充てる保留地減歩という土地区画整理事業の根幹をなす仕組みとなっております。

簡単でございますけど、次のページの2ページ目の2番目でございますが、計画決定から長期

休止に至る経緯の概要でございます。

高度経済成長期に計画されまして、大規模な新市街地形成を目指しましたが、減歩による土地の減少や都市計画道路の開通により交通量の大幅な増加による生活環境の激変による破壊などを理由に多数の方の反対がありまして、事業休止になっております。

3番目の長期休止による課題ですが、計画した当時から時代が大きく変わっておりまして、採算性の面から事業実施のめどが立たない状況となっております。また、建築制限もかかり続けていることや、計画地内の道路等の整備が進んでないということが課題となっております。

4番目の課題解決に向けた進め方についてですが、この事業を廃止し、区域内に個別の道路整備などを実施して新たなまちづくりを進める方向で計画案を作成しております。

5番目の最近の取り組みと今後の進め方についてですが、地元の地権者の意向の把握としてアンケート調査を実施し、事業の必要性や実現性の観点から検証を行いまして、事業を廃止した上で個別の道路整備等でまちづくりを進めるという大枠の方向性を決定しております。平成26年11月20日に開催した地権者アンケート意向調査報告会に参加された地区役員の方々に廃止の方向性を説明させていただき、過半数の同意を確認しております。その後、平成29年12月に備前市の総合計画におきまして区画整理事業を廃止し、新たな土地の有効活用策を検討するという方向性を記載して、市の考え方を明確にしております。

次に、今までいただいた御意見やその実現性を配慮しながら、まちづくりの基本的な考え方を明確化して、区画整理事業にかわる新しいまちづくり、基本構想図を作成しております。これから順次このまちづくり基本構想図の素案をもとに、地区の役員や地権者の方へ説明会を開催して、また関係機関等と調整を行い、都市計画マスタープランの改定など、廃止に向けた法手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、3ページ目、区画整理事業廃止後のまちづくり基本構想図の素案についてですが、まず初めに中央の上のあたりの枠内に記載しておりますまちづくりの基本的な考え方、素案ということです。キーワードといたしまして実現性の高さ、利便性の向上、防災・減災への配慮を上げております。これらのキーワードを念頭に置きながら、基本的な考え方として以下に5つ箇条書きにしております。

1つ目、この土地区画整理事業を廃止する区域は、備前市全体のコンパクト化に資する市を代表する居住誘導拠点の形成を目指します。

2つ目、人口減少下においても、実現性のある身の丈に合った規模、内容で計画をする必要があります。

3つ目、住居系開発誘導ゾーンにおいては、良好な住居環境の創出を図りたいと考えております。

4つ目、この計画の柱として、東西南北を連絡する骨格道路などを新たに整備していきたいと考えております。

5つ目、この区域内には、津波や水害が懸念されたり、埋め立てに開発コストのかかる低いエリアがあり、そちらのほうは将来活用ゾーンとしていきます。

以上のような基本的な考え方のもと、ゾーンごとのまちづくりの方針として、特徴及びゾーン分けした考え方について御説明させていただきます。

この区域、全体的には東側部分、片上湾側の農地のあたりですが、地盤高が低く、1枚の農地の面積が小さいので、土地の筆数が多くなっております。ですが、まとまった一団の農地で保全されているところが一つの大きな特徴だと思います。そのほかの特徴としましては、備前中学校から北側の国道2号までの範囲では、もう既に市街地が形成されておまして、開発も進んでいるということが上げられます。

次に、ゾーン分けですが、ゾーン分けの考え方として、地盤高や現在の土地利用、河川や道路などの地形の状況から、以下のとおり4つのゾーンに分けてまちづくりを構想しています。

図面では左側の上になりますが、備前中から国道2号までの部分です。黄色に塗ったところですが、こちらのほうは形成市街地のエリアということで、住宅系開発誘導ゾーン1ということで、用途地域は第1種住居地域としております。このゾーンは、現状では御存じのとおり市街地が広がっているゾーンですが、赤穂線の南側の部分につきましてはまだ農地等が残っております。ゾーン内に既設の道路の拡幅、新設、そういったことで、民間による住宅用地の開発が誘導できると考えております。

それから、図面では左側中央ですが、ピンク色に塗ったところですが、伊坂川より北西側の田畑が広がっている地盤高の低いエリアを将来活用ゾーン1といたしまして、用途地域は近隣商業地域と準工業地域のどちらかにしたいと思いますが、現在のところ近隣商業地域ということで設定しております。このゾーンですが、現在の用途地域は第1種住居地域の範囲になっておりますが、近隣商業地域または準工業地域に変更することといたしまして、その上で民間開発コストの低減に向けた大規模な発生土が予定されている近隣の公共工事とのマッチングが実現すれば、あと想定される進出企業情報の収集それから企業誘致のPR活動などの取り組みにより、民間企業の立地開発ができればというゾーンにしております。

次に、図面では左側の下の部分ですが、緑色で塗ってあるところですが、住宅系開発誘導ゾーン2ということで、この地域は既存の住居が点在している地域でございます。比較的地盤高は高いということで、今後市においてゾーン内にある既設の道路の拡幅や東西に連絡する骨格道路を新設して民間による住宅開発を誘導していきたいと思っております。この住宅系開発誘導ゾーン2を中心に、備前市全体でコンパクト化に資する市を代表する居住誘導拠点の形成を目指したいと考えております。このゾーンには部分的に土砂災害警戒区域等もありますので、ハード面での整備も促進する必要があると考えております。

次に、図面では右側、片上湾側の一団の農地、青色で塗ったところですが、伊坂川より南東側、県道備前牛窓線までの特に地盤が低いエリア、こちらのほうは将来活用ゾーン2として、用

用途地域は準工業地域としております。この範囲は、現在の用途地域が商業地域、近隣商業地域の範囲と第1種住居地域となっておりますが、こちらのほうは準工業地域への変更として、将来的に陸上の養殖や食品加工、海に近いということで例を挙げておりますけど、民間企業の立地開発が促進できればと考えております。民間企業などの立地開発計画がまとまるまでの間は、現在営農されている方々の支援のために、耕作道の改善、基本的には現道等の拡幅等を考えていきたいと思っております。

次に、4ページ目ですが、整備する道路の素案の御確認をいただけたらと思っております。

右側の上に凡例を記載しております。整備する道路の幅員や構造を説明しております。上から整備する骨格道路、2車線片側歩道につきましては、矢印がついた青色の点線で記載しております。まずここから整備を進めていきたいという道路です。この道路は、岸本橋から南に縦断する既存道路の拡幅ということで、この計画の柱として南側の集落への利便性の向上として整備していきたいと考えております。

次に、整備する骨格道路、2車線歩道なしについては、これは矢印なしの青色の点線で記載しております。この道路は東西に横断する新しい骨格道路で、この道路も計画の柱としております。この道路ができますとかなりの面積について住宅の開発の誘導ができるのではないかとこのように考えております。

次に、支線の道路、既存道路の拡幅等についてですが、緑色の点線で記載しております。この骨格道路の整備ができた後に整備できれば、さらに民間企業による住宅開発等が誘導できる道路というふうに考えております。

次に、耕作道の改善等ですが、黄色の点線で記載しております。将来活用ゾーンと位置づけるところ、当面の間は営農継続を支援するために耕作道の改善を行いたいと思っております。これにつきましては、どのような整備手法が図れるか、今後耕作者の方々と協議して進めていきたいというふうに考えております。

次に、将来計画路線、概略候補ルートについては、赤い矢印がついた点線で記載しておりますが、こちらのほうは地域のネットワークとしての道路ということで、将来的に整備したい計画路線ということでございます。

以上ですが、先ほども申しましたように、この素案については、事業を廃止した上で個別の道路整備等でまちづくりを進めるという大枠の方向性で作成しております。この土地区画整理事業を廃止する区域は、備前市の中心に位置しております。市全体のコンパクト化に資する市を代表する居住誘導拠点を目指していきたいというふうに考えております。今後、地権者の方々、地区の方々とまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上で進捗状況の説明を終わります。

○石原委員長 ほかに報告がございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

報告としては、以上です。

それでは、ただいま区画整理事業廃止後のまちづくりの計画につきまして報告ございましたが、この件につきまして質疑がございましたら。

○土器委員 赤穂線南側の赤線に道路ができるということですか。道路をやりたいという計画ですか。

○大森都市住宅課長 赤線は区域の線でございます、今説明させていただいたのは緑色の点線でございます、市街地化しているとはいいいながら、やはりこのあたりは農地が残っておりますので、道路の新設、拡幅等ができれば住宅用地の確保ができるのではないかとということで計画を入れさせていただいております。

○川崎委員 地元じゃないんであれなんですけど、災害とかを考えると、国道2号が混んだときに、どうしてももうブルーラインしかないわけですよ。あとは高い山の間を抜けていく道がありますけど、あれはなかなか行ったり来たりできない。そうしたら、ある程度峠があるんですけど、浦伊部から瀬戸内市に途中まで抜ける道路ができますよ。あれを完全に大きな道路として瀬戸内側と調整して貫通してもらったら、2号がストップしても我々は東西へ移動しやすくなるんじゃないかというのが1点。そのために、この岸本橋から南へ何かつくるようなこと、これはこれで必要なんですけど、将来計画路線で結構ですから、南北ができとんだったら、これにぶつかるか伊坂川をずっと西へ行って、既存の道路へつなぐかどうかは別として、抜ける道をやってもらったら、もし何かあったときにより2号へ出るのが緩和されるんじゃないかなと。住民のためにもこういう南北道路を強化するのは結構なんです。しかし、東西道路という意味で、この伊坂川沿いに西の山に向かって確実に主要な道路をつくっていただいたら、工業地帯にしても商業地帯にしても交通の流れがスムーズになって、少々2号線が渋滞しても地域の経済活動には支障がないというような流れで、伊坂川沿いが今はチャンスだと、今は何もしていないんで。拡幅するには本当に、将来というより、より早く一番にやれば自然に枝葉が出てくるんじゃないかなと。参考までに検討していただけたらと思います。もう要望で結構です。返答はいいです。

○尾川委員 3ページ全体なんですけど、私が前から言っているのは、東片上島田線にもっと重点を置いて、特にこの関連で香登の新しい工業団地の道路も含めて考えてもらいたいということ、将来活用ゾーンの②の準工業地帯という捉え方なんですけど、これは将来的には水産加工ほかと書いとんですけど、準工業地帯というたらどういうものを言よんかわからんですけど、食品だけに限っとんか、そのあたりを考えながら検討してほしいなという。とにかく道路をつけんと、東片上島田線というのが非常に重要な路線と理解しておりまして、計画でいつごろできるかわからんですけど、引き合いに出すのが、兵庫県の国道2号がもう4車線になってきています。岡山県に入ったらブルーラインがあるからよかろうがという判断だと思うんですが、あの道路というのは高低差があるし狭いし走りにくさがあるんで、ぜひそういった2号のバイパスと絡めた形での東片上島田線に着目して対応してほしいと思います。何か御意見があったらお願いしま

す。

○石原委員長 いかがですか。

○大森都市住宅課長 この区画整理事業を廃止するに当たっては、中に都計道路とか街路とかを計画しておりますので、廃止と同時にそちらの道路も廃止する予定になっておりますが、委員の御指摘のとおり、やはり東片上畠田線につきましてはネットワークということで、この廃止に伴って外すのではなく、今後とも実現に向けて検討をしていきたいと考えておりますが、2号のバイパスということで大内、伊部、備前病院のあたりが2号と赤穂線とまたこの都市計画道路という並びになっておりまして、やはりネックになっているのかなと考えております。引き続き検討をしていきたいと考えております。

○尾川委員 よろしく。

それでもう一点。この3ページの浦伊部鶴海線の鶴海の「海」が「見」となっとなつてます。字を間違えると地元の人にはよく知っておりますから、漢字だけはよく間違わんように訂正して説明されたほうがええと思います。

○掛谷委員 やはり減歩率という反対があつて、この間では過半数をいただいたという意味では、総論が賛成でも各論は反対という。各論というのは、自分のところの土地に対して減歩率が何%なんか、その辺のところも各論に入ったらそういうことになりやすいんですよ。だから、この減歩率というのをどのぐらいに考えているのかという問題。

○平田産業部長 減歩というのは、区画整理事業の非常に肝の部分で、先ほど課長の説明にもありましたけど、区域内の地権者の方に土地を協力していただいて、それを道路用地に使ったりあるいはまた売却して事業費に充てるというようなものでございます。

当初の計画では、この率が、私が聞いていたところで大体20%台ぐらいだったということらしいんです。それがどうも率が高いといったようなことが一つ反対の原因になっていたようでございますけども、ただこのたびはその区画整理事業の廃止をして、もう個別の、例えば道路整備とかの事業でまちづくりを進めようということでございますので、区画整理でないということはイコール現場も関係ないということになるわけでございます。

○掛谷委員 そういう意味では非常によかったなと思っております。でも、1坪の単価、平米単価というのも今後高かったら売るし、安かったら売らんという、各論になったらそういうことも出てくるのかなと、これは想像なんでいいんです。

2つ目に、道路です。道路をつくれれば、その道路の端にはほっといても、いわゆる市場原理が働くんですよ。松本橋の耐震はしたんだと思いますが、もう交通事情を見てもわかるとおり、事故がよう起こらんと思う。むしろ川崎委員が言うように、私はこの東片上磯上線、つつじが丘団地の上を通過して磯上へ抜ける道をつくったほうがもう絶対いろんな問題がない。買収するよりは、もう山だし、工事費だけで早いんです。いわゆる岡山市の南のほうの人と瀬戸内市の周りの人が来たら、極端に言えばこの松本橋まで一気に来るんですよ。そのほうがお金はまだ安い。今

の国道2号をどうのこうのというのは難しいですよ。原田マンションの裏を通っていくところ、JRの、それから農振地域もありますよ。そら難しい。だから、折衷案のような形で、もう松本橋から今のつつじが丘団地の上へどんと行って、あと瀬戸内市にも言いました。備前分は県道が8割方道路ができていますよと。瀬戸内市が県に要望せなったら備前市が介入できないんですよ。だから、それは県の問題であるし、瀬戸内市の問題なんです。もうそういう道路を早くつけることが一番です。それが減歩率の問題もないんだから、道路をとにかくちゃんとしたものをつければ、それは前へ行きますよ。

それと、道路も、例えば、これは3ページ右側の3・4・7新田1号線であるとかぐるっと全部していますけど、ここまではなかなか難しい。となると、この馬場川に沿った形で道路ができていますけど、もっと言えばど真ん中に入れとけば、もう両端に全部いけるんですよ、大胆に。やるんならそうやったほうがいい。というのが、やっぱり準工業地域も将来使えるようになったら、この道路よりもど真ん中にあつたほうが使い便利がいいと昔から思っていたんですよ。縦ラインもそりゃあ後からやりゃあいいと思うんです。そういう意味で、大きいのをまずどんとやっていくことが一番かなめじゃないかなと思っていますけども、どんなですか。

○大森都市住宅課長 委員御指摘のとおり、先ほどの磯上線なんですけど、備前市部分は全部じゃないんですけどできておまして、瀬戸内市側ができましたら非常に利便性がよくなると思いますし、その工事で出た建設残土をこちらに埋めさせていただければ宅地の用地になるのではないかと考えておりますけど、なかなか備前市分ではないというところで難しい部分があるかと思っています。

真ん中あたりに道路ということなんですけど、これはやはり計画路線ということで決まったわけではございませんので、今後検討していきたいと思うんですが、やはり準工業で紫色に塗った部分については非常に低いということになっております。やはり道路をどのようにするのがいいか、なかなか周りから利用できないような高いところを通ってしまうような形になったりしますので、今現地を歩きまして、割と標高の高い部分の道路を計画しておまして、現道の高さで、この道路でいけばそんなにかさ上げしなくても住宅用地になるのではないかなという部分を上げさせていただいておまして、これも計画ですので皆様方に御意見をいただきながら今後進めていきたいと考えております。

○掛谷委員 ようわかりました。低いところがあるんで、確かにそうです。ただ、準工業地域もほったらかしにするんだったらそれでいいですけど、将来これを考えるというんだったら、将来を見据えた上ではそれがいいんじゃないかというふうにしておきます。

最後に、要はこの整理事業を廃止すると、コンパクトシティ、いわゆる伊部と片上がつながるということになってきて、中心市街地活性化法というのがありまして今でも生きております。こういったものの国の補助金を使うことが今度はコンパクトシティの中でメニューはあるんですよ。だから、そういうものの活用を廃止後だけど、廃止されましたかね。されてないでしょ

う、まだ。だから、中心市街地活性化法はまだ適用できない。だから、廃止を早うせないかん。廃止して、中心市街地活性化法を使っていくことは可能だと思うんです。廃止がいつごろにとめどがあるんか、今言ったものの適用ができるんか、その方法を教えてください。もう相当前から、10年以上前から言っていますよ。

○大森都市住宅課長 委員御指摘のとおり、まず廃止ということで、新しいまちづくりをつくりたいということでやっております。まず、廃止になってからということで進めております。

〔「だから、いつ」と掛谷委員発言する〕

まず、地権者の方に今年度中に説明会を行いまして、そこで計画ができましたら、来年度以降でマスタープランの改定、それから廃止という形で進めたいというふうに考えております。

○掛谷委員 いや、中心市街地は廃止されたら適用できるんか言よんです。

○平田産業部長 まず、区画整理事業の廃止なんですけども、これは都市計画法に基づいて計画決定をしているものでございますから、廃止ともなるとやはりそれなりの法手続等一定のものが必要になって、時間がどうしてもかかってしまいます。これまでもずっと県と協議をしてきたんですけども、廃止は廃止で事業自体が今の時点ではもう実現性も低いからそれは仕方ないんですけども、廃止をすとなつたらじゃあ後どうするんだと、その計画をちゃんと示せと言われて、今回のようなこの案をつくっているわけでございます。こういう案で進みたいから、これをもとに廃止をさせてくれということで、これからその手続を進めていくと。関係者の方とお話をして、了解をいただいて、その上で法手続に進んでいくということで、めどとしましたら、そうした法手続が全部完了するのに来年度いっぱいぐらいまでかかるんじゃないかと思っているところでございます。それにあわせて、後の計画については随時煮詰めていくということで、先ほど来道路整備についてはいろいろ御意見が出ておりましたので、その辺は大変ありがたいと思いますし、そうした御意見をいただきまして、こちらなりに後の計画についてももしっかり考えていきたいと思っています。実際にこの絵の中には都市計画道路が何本も入っていますが、これは当初の計画でございますので、これはもう見直すことになってきます。多分大部分が廃止になると思うんですけど、尾川委員が言われた東片上島田線だけは国道2号のバイパスというような位置づけもございまして、多分これは残してあって、今後の将来の課題ということでできるところから整備していこうというようなことにはなるんだろうと考えています。そのほかにも、磯上備前線ですとか、また伊坂川沿いの道路なども非常にこれは有効なんだと思いますから、しっかり前向きに検討したいと思っています。

それから、中心市街地活性化のことについてなんですけども、これもまた当初計画ではこの区域内にそれこそ市庁舎も移転をしたり、もう市の中心部としての開発を考えていたようでございますけども、社会情勢も変わってきてなかなか今はそうはならないと。区域内全部で60ヘクタールほど面積があるわけなんですけども、これをじゃあ全部宅地化するというたらとてもじゃないけどそんなニーズも今はありませんし、やはりもっと現実的なところでできるところから少し

ずつでも道路整備をし、また宅地化を進めていく形になるのかなと思っていますから、いわば中心市街地ということではなくて、いわゆるベッドタウン的な住居を中心にした区域の整備というような形になるのかなと思っています。中間のそれこそ大部分の農地の部分については、将来活用ゾーンというような書き方をしていますけども、やはり広い部分なんでなかなか一遍にこれを宅地化というのは無理なので、当面現状で農地を維持しながら、将来的にいろんな状況を見ながらまた活用を考えていこうということでございます。準工業地域とかということを書いていますが、このあたりはまだまだ検討の余地、変わる余地があるのかなとは考えています。

です。なので、なかなか中心市街地として事業化をして補助事業にしていくというのはちょっと難しいのかなと。通常の道路整備とあとは民間の開発を待つというような形になるのかなというふうには考えています。

○掛谷委員 せっかくこれを廃止して、ニュータウンができるようなところは、基本的に備前市にはもうここしかないんです。だから、全く新しい発想を持ってやっていくべきだということをお願いしたいので、通常のベッドタウンでは私は考え方が非常に寂しいと思っているんですよ。ただ、そこににぎわいがあると皆さん言いますが、にぎわいのある町、飲んだり食べたりしてイメージが変えられるようなところがどこにありますでしょうか。ここしかないんですよ。だから、皆さんが言う、議員も言う、また職員や市長も代々言ってきたそのことが、ああ、ベッドタウンで終わり、そういうもんじゃないと。どうせやるんじやったら、もう30年、40年、50年を考えて、皆さんがにぎわいのある、そこへ住んで商業地域もある、違うような施設、図書館もある、そういったいろんなことがこの辺に来ることがこのニュータウンとして生まれ変わってくる、そうじゃなかったんですか、大体。それが聞きようったら、ベッドタウンにしますというような感じで、現実はそのけど、余りにも寂しいなど、夢がないなどというようなことですので。一言、どうですか。

○平田産業部長 おっしゃられることはよくわかります。私どもも、そういう形で何かすごくいいまちづくりができたならというのは、理想としては思っているんですけども、区画整理事業の廃止をするということは、逆に言えばこれからいろんな形で土地を利用していくというのは、個人さんの土地ですから道路を一つつくるにしても用地を買収していくというようなことになるので、事業費一つとってもすごく大きなものになるかと思えます。それに対して、時代の要請というか、ニーズがすごく高いものがあるんであれば当然それも進めていく必要があろうかと思えますけども、ただ現状市内を見渡したときに、市の中心部であっても、拠点と言われるような地区であっても、空洞化といいますか、人口減が進んでいるというような状況がある中で、新しいもの、大きなものをどんどんつくっていくのが果たしてどうなのかなと。むしろ既存の部分にしっかり力を入れていくということも考えようとしてはあるのかなと思えます。そうはいいまして、委員の御意見は御意見としてしっかり受けとめまして、検討していきたいと思えます。

○掛谷委員 夢がある町にしてください。

○川崎委員 私が一貫して言よんのは、主要道路をつくれれば自然に民間が宅地化なり、一例がもうあの浦伊部のちょうどれんが会社の西側ですかね、特養か何かの福祉施設がぼんと田んぼの中へ、今まで荒地地か何かで材料置き場みたいところが一挙に4階建てか3階建てのものが建ったという事例があるように、道路をつくれればやっぱり民間の活力でそれなりの土地利用が高まってくるんだろーと思いますんで、ぜひ道路を進めるのに、単に進めたらいいじゃなくて、河川の9割が県管理なのに、1割の備前市にしゅんせつした場所を設けなさいというて、本当に無責任なというのが改めてわかったんで、徹底的に県に抗議しようと思ひよんじゃけど。やっぱり買収ができて、この道路が将来どんどん延びればプラスになるところというのは、浦伊部はもう東ほど海拔ゼロメートル以下、はっきり言うて、昔の海底じゃから、これ。だから、埋め立てがいがあるわけですわ。幾らしゅんせつ土があっても、まだ足りません、まだ足りませんぐらい埋められるんで、本当に100坪なり300坪なり買収いただけるところから、道路沿いの計画でいけそうなところは、もう絶対必要だということを確認して、まずしゅんせつ土を捨てていただいて、道路になる前に……。

〔「山もある」と呼ぶ者あり〕

うん、だから磯上に抜ける道路も瀬戸内側の山が多いということじゃから、やっぱり河川のしゅんせつ土を県のも受け入れてやると。そのかわり、捨て代をしっかりと出せよというぐらい言うたら、補助金くれんのか。それは別として、一石二鳥で、まずしゅんせつ土なり建設残土を捨てる場所を確保するのが最優先にして、結果的にそれで道路ができると。私は、そのぐらいはやってもらわんと、口先で災害対策じゃ言ようるけど、何年しゅんせつ土の捨て場所がないからというて放置されて、結果的に倉敷や岡山市の砂川みたいに、もう本当にあそこはひどかったなと改めて思ひよんですわ。もう本当に真砂土が上流から流れてきて、たくさん河川敷に木が生えて、そらもう洪水が出たらばっと崩れるのはわかり切っとして、木は必死で切ったようです。

だから、そういうことを避けるためには、備前市の木が生えとるようなところはそんな大きな川がないんで、単なる土砂が積もつとんで、それをしゅんせつしていただいたら気持ちよく1000ミリでもどんと来いというふうな、のり面は金がかかるんで、下を掘るほうが取り除きゃあええだけの話じゃからうまくいくと思うんで、やっぱりしゅんせつ土の捨て場所兼それから道路だということは最優先で行政が今やっただく土木事業では一番大きいメリットがあるんじゃないかと思っていますよ。何か来年廃止しないとできないって、道路は勝手につくってもええんでしょ。だめなんですか。計画つくらんと道路できないんですかね。

○平田産業部長 現状では、都市計画道路の線が入っていますので、これを無視して道路整備ということにはやっぱりならないと思うんです。どうしてもまずは今の計画を廃止して道路という、これはもう避けては通れないというふうには思っています。

○川崎委員 ほんなら、まだ来年以降の話か。ほんなら、しゅんせつ土はそれまで待っとけか。

○尾川委員 ちょっと視点を変えて、道路の重要性というのは、総社市がそう。それから、瀬戸

内市の南北線というのができて、結構開発できていきようと思う。特に私らは、労働力の供給という面から、備前大橋もよくつかえるんですよ、それで、よく苦情が出る。要するに、今備前市内では労働力が確保できんわけ。よそから、例えば岡山から、ベアリングにしても、品川にしても、コーワンにしても、結構遠方から来ようわけ。だから、そういう面で、道路についても少し考えながら、ここだけ近視眼的に見ずに、もうちょっと備前市内全体、西のほうからいかに労働力を求めていくかということも考えながらこういう計画というのを立てほしいというのをアドバイスというか、よく知つとられると思うんですけど。まして、今度は2号が4車線でかなりこっちへ来よります。備前大橋から備前市内を通らずによそへ行くんじゃないかという心配しとる。例えばどっかほかのルートが、その辺も国からよう情報をとってもらって、本当に2号が備前市内を通ってくれるんかということをよくチェックしてもらって、全体的に道路を見てもらわんと、もう後からじゃ遅いから。完全に県境を越えたら4車線になっていますからね。だから、こっちがおくれようわけだから。その辺の考えを。

○平田産業部長 国道2号の整備というのも、ずっと長年の懸案でございまして、国への陳情等も毎年行ってきたりしてございまして、いろんな課題があつてなかなか進まないといったところもあります。でも将来に向けてやはりまだまだそれは考えていく余地が十分あるかと思ひますし、渋滞や事故というのはまだまだ課題として残っているわけございまして、何とか前へ進めていけるようにそれはしっかり取り組んでいきたいというふうに思ひます。

○石原委員長 報告につきましてよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

報告についての質疑は以上とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後3時35分 休憩

午後3時45分 再開

○石原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 所管事務調査 *****

これより所管事務調査に入らせていただきます。

まず、お手元に午前中の委員会で執行部にお願いした市営駐車場の区画数、それから河川についての資料があるかと思ひます。こちらは所管事務調査ということで資料の提供をいただいております。

それから、住宅リフォーム助成事業、こちら本年度から補助金の交付内容等が変わつておりました、8月末現在の状況についての資料提供を求めたもので、御確認ください。

それから最後に、お配りをしております空き家に関する条例案につきまして調査研究をいただければという流れで進めたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○尾川委員 今回の議案第73号で、所管が税務課収納推進係ということですが、本社機能の移

転を推進するための条例で、余り税務課は積極的なスタンスじゃなしに、どちらかという歳入の関係になるという説明もあったんで、その辺の取り組みについて簡単に説明してもらえたらと思うんですが。

○芳田産業観光課長 本社移転への取り組みなんですけど、先ほども川崎委員から岡山スイキウさんの話がございましたが、産業観光課としても工場移転に伴いまして本社機能の移転の要望、御依頼もしていますが、なかなか本社機能の移転をしていただけないのが実情です。それとあわせて、やはりなかなかそういった本社機能を移転しようという案件が入ってきてない状況であります。そうした中で、サテライトオフィス等々で、本社は都市部であって、地方で仕事をしながら、これなら地方でもやっていけるという中で本社機能の移転につながればということも検討しております。

岡山県内の本社機能の移転の実績等を尋ねてみたんですけども、平成27年から30年までで実際には8件ございました。移転先としては、やっぱり岡山市と倉敷市のみというような実績になっております。なかなか地方には本社機能の移転は難しいのかなというのが実感でございます。その中で1件だけが本当に本社を移転しております、それ以外は拡充であったり、研究所のみを移すというのが実情です。もしそういった本社機能の移転のお話等をお伺いされましたら、ぜひ産業観光課にお話しただければ、会社に出向きまして誘致の活動をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○尾川委員 逆に言うたら、大阪にあった本社が東京へ移るような時代になってきたわけで、それを備前へ持っていかうとするんじゃから、かなり努力が要ると思うんです。例えば一流の企業は、東京にある本社を備前に持ってきてくださいと言うたんじゃとても話にならないと思うんで、ある会社の下請会社とか協力会社の本社機能がどこへあるかぐらいは調べて、そういうアタックをします。それを待ったとったら、とてもじゃないが、そんな企業は自分のもうけでいっぱいだから、もっと市として企業誘致と同じような感じで、もっと優遇策を変えて備前市独自の施策を出してやってもらうとかを考えていかんと、ただこういう法律があつてこうだから国の政策がこう変わったから条例をこう変えますと言うたんではとても簡単にはいかんよと。具体的な名前を出すわけにはいかんけど、ある会社の協力会社の事業所がこちらへあつて、そういう事業所の本社が、本社機能がよそへあつて、備前へ持ってきてくれんかとか、これがどれだけふえるかはわからんですけど、そういうことをもっと開発してほしいというのが願いです。

○芳田産業観光課長 委員のおっしゃられるとおりで、私どももそれが狙いでありますので、誘致活動は一生懸命頑張っていきたいと思っております。

奨励金のお話がございましたが、備前市では奨励金制度は設置しておりませんが、やはり本社機能を希望される中小企業さんについても、どういった要望があるのかをなかなか把握し切れていませんので、先行してするにしてもそういった状況を聞きながら、ニーズに合った奨励金制度を設置できればと考えております。

○石原委員長 今、本社機能も出ましたけど、企業誘致について。

○掛谷委員 今、本社機能のことについて、例えばセリオなんかは本社があったわけですよ、売上高が250億円もあったような企業が岡山市へ行っちゃった。それも、事務所だけみたいなどころが行って、もう一回戻ってもらえれば本社機能移転ですよ、間違いなしに。

それから、スイキュウさんだって、さらに言ったら、日東化成さんなんかも。ですから、尾川委員が言うように、待ったたらあかんから、備前市にまああの工場があったら、そういうところをリストアップして、さらに言うたら営業所が備前市にある、出張所が備前市にある、支所がある、そういうところは商工会とか会議所とかに行ったらわかるでしょう。そういうものをちゃんとリストアップして、本当に来ていただけるような、奨励金なんかもこれだけほかよりもさらに上乘せしますよとって魅力を感じていただかないと来ないと思います。それと、てんびんにかけて市のメリットが大きいんだったら、奨励金もグレードアップすりゃあいいわけです。ぜひこのことについては、難しいけどまだまだ本気ではないと私は思うんです。それを誰が営業するのか、産業観光課長がされるんか。その辺を含めて、もう一回、これは大切なことだと思います。

○芳田産業観光課長 委員さんがおっしゃられることは重々理解した上で、やはり産業観光課としても特に何もしてないわけではなくて、先ほど名前が出た企業さんにも、本社機能とか、どうしてもホワイトカラーの業務を備前へ持ってきていただきたいという思いもあって話は常々出ております。ただし、本社機能があるところは、特に営業部門じゃないですけど、どうしても関係企業さんとかかわりの中で移転できないというお話を聞いていますので、奨励金だけの話ではないんですよ。やっぱり本社機能にするにしても、その位置で本社があるというのはそれなりのつながりを全て会社として持っているのが難しいというお話を聞きますので、事あるごとに、工場部門が来るということはこちらにつながりのある企業さんがどうしても備前を中心に業務ができるということで来ていますので、そういったところで事務職とかを採用していただきながら、そこを強化していただいて、本社機能の移転につながればというような話もしておりますので、奨励金がいいのかどうかは別としても、力を抜いているわけじゃなく、できる限りそういった本社機能の移転に取り組んでいることだけは御了解いただけたらと思います。

〔「頑張ってください」と掛谷委員発言する〕

○尾川委員 今の話で、できるかでんきはわからんよ。例えば耐火物会社の本社を持ってけえいうても品川でもないです。昔こっちへ来るといううわさがあったこともあるんです。だけど、それは別にその中の協力会社というのがある。そういうところにちょっとチェックを入れて、具体的に言うたら黒崎播磨にしても、黒崎播磨は九州だけど、その中に今ごろいろいろ別会社をいっぱいつくっとるわけじゃ。それがもしかしてそういうことにつながってくるかもしれんというのが、品川やったら品川ゼネラルとかというのがある。どこが本社か、本社は東京かもしれんし、名古屋かもしれん。そういうところはこちらに事業所があるわけじゃ。だから、大きな会社

の本社をいうたって、そりゃ東京へ行こうかというような時代に無理だから、ちょっとそういう視点を変えて取り組んでほしいというのが願いです。

○芳田産業観光課長 ぜひそういった取り組みを頑張っていきたいと思います。

○川崎委員 たしか固定資産税か税制の面で優遇するという覚えがあるんだけど、以前に橋本議員が一般質問で、企業誘致に当たって上水道料金か下水料金を安くしたらどうかというのがありました。さっきのことで、漏水率が22%か、水がとまっとるほうがよう漏れるんかわかりませんが、それとも移動しようほうが漏れるんじゃないかと余りメリットがないんだけど、移動しようのが余り漏れんとなったら、やっぱりそういうふうに企業誘致のときに上水道料金ももう安くするか、3年間無料にしますとかいうメリットで、それで漏水率が低くなって4,000万円の節約に少しでも貢献できるなら、少々企業に無料で水を上げても企業誘致というメリットと漏水率を低めることができる。そういうなんも、お金の面ではなく、具体的な企業活動の上で、ああ、助かるなとかね。前から一貫して言うように、一番いいのは、瀬戸の麒麟に対抗してアサヒやサントリーに来てもらえりゃ一番いいんだけど、そういう飲食、製造業を含めて、誘致に使える材料というのはもう稼働率50%を割っとるような上水道なんだから、そういう企業が1社でも2社でも来たら、これが60%、70%に高まれば効率がよくなって、会計までよくなるかどうかはわかりませんが、プラスになるんじゃないかということも企業誘致の戦略の一つとして考慮していただけたらと思います。

○芳田産業観光課長 ありがとうございます。

水道の補助については、誘致している企業につきましては、ホームページにも出しておりますが、奨励金の中でうたっております。

〔「何年」と川崎委員発言する〕

5年間ですかね。

〔「結構頑張るとんやな」と川崎委員発言する〕

はい。それと、既存の企業さんにも、雇用を条件に、その年その年で実績に基づいて補助する制度も設けておりますので、御報告だけさせていただきます。

〔「失礼しました」と川崎委員発言する〕

○石原委員長 企業誘致に関してはよろしいでしょうか。

その他の件でございましたら。

○掛谷委員 観光行政で。

久々井沖に海上レストランとか船上レストランとかという話をちまたで聞いたりしているんです。そういうことが話として表に出ているか出てないのか、そういう計画がございますかということをお尋ねしたい。

○平田産業部長 お話として確かにございます。ただ、今の段階では調整中ということでございます。私どものほうも、例えば許認可の関係ですとか、できる協力はしていこうというような

ことで協議を進めているところなんですけど、まだまだ先行きが不透明なところもございまして、なかなか外へ向けて公表できる段階ではないというところなので、そのあたりももし今後進んでいくことがはっきりすればまたお示しをさせていただけたらと思います。

○掛谷委員 海ということの環境問題なり、今の許認可の問題というのが一番ネックかなと。来られる人は本気なんでしょうけども、ネックになっているのは何なんですか。

○平田産業部長 実は、佐賀県で実例がございまして、そこで実績をつくられている方がこちらでしたいというようなことで計画をしておられまして、向こうではそれなりに手続をとってちゃんとできていて、それこそもう10年か20年かかなり長い間営業もされているようでございます。関連のものといいますと、例えば漁協さんへの協議ですとか、それから港湾管理者、恐らく県になるかと思いますが、そういった管理者の許可というようなものが必要になりますし、あと考えられそうなものと、海上保安庁ですとか国立公園の関係といったようなことが出てくるのかと思いますけども、いずれもクリアが不可能なものではないのかなとは思っています。今後それも協議を進めていく課程でどうなるかということかと思えます。

○掛谷委員 ありがとうございます。

もう一点。備前焼まつりでございますが、また平成29年度の収支決算も見せてもらいたいんですが、その中でよく言われるのが駐車場です。駐車場料金を500円なら500円とっていただく。何かこれもうわさに聞くと、市が余りそれをやる気がなくて、陶友会等々の協力をしているところはぜひ500円でももらって、駐車料金を今の事業の中でうまく活用するということが望まれているらしいんですよ。ただ、市に余り乗り気がないというのはどうかと思ったりして。2日間でどれぐらいの台数が来ているんですか。仮にそれ掛ける500円としたらどのぐらいになりますか。すごいお金ですよ。

○芳田産業観光課長 駐車場の車の台数は、今手元に資料がないのでわかりませんが、備前焼まつりに限らず、日生のみなとまつりとかでもやっぱり学校の駐車場を有料にという話も当然のことながら出ておりますが、行政財産というところもありまして、なかなか駐車場目的で使用料金を取るのはどうかということもありまして、例えば祭りの負担金として法的にも問題がないような話は実は今回の備前焼まつりについても委員会の中では出してございますけど、ことしに限ってはまだちょっと早いかなということで無料になっておりますので、当然そういった実行委員会の中にも入っていきまして、有効に収入を得られるような方策も考えていきたいと考えております。

○掛谷委員 それはぜひ、何もお金もうけという意味でないですよ。テント一張りが2日で20万円、そういうなんでももういいやというふうに、御存じのように、もうだんだん細くなっているんですよ。だから、備前焼まつりをもっともっと有効に、また人が来ていただけてもいいような、また出店する店なりを充実していくとか、そういうことも含めて、収入のところの部分もしっかり考えて、問題はそんなにないと思う。例えば5人に1人は無料になる、これはこそく

なやり方ですけども、あと例えば備前焼を買ってもらったら、イオンなんかでもそうでしょう、1万円以上買ってもらったら駐車場が無料とかやり方はいろいろあるんですよ。だから、こそくなことをやりなさいという意味じゃなくてそういったものを上手に活用すれば、収入はいただけるんじゃないかと。そりゃあ、何千台でしょう、大きなことになるんで、慎重にはならなあかんけれども、それは市がどうなんか、やっぱりそういう民間の団体からも要望があるようだったら、真剣に考えてやってもらいたいと思いますよ。

○芳田産業観光課長 市のほうから有料は提案しているんですけど、実行委員会で蹴られるという話です。

〔「実行委員会で蹴られる」と掛谷委員発言する〕

はい。

〔「まるきりちょっと違うところもある」と掛谷委員発言する〕

そういうのもあるんで、やっぱり無料じゃないとなかなか来てもらえんかなというようなお話もありますので、そういうことも含めて。

備前焼まつりは、先ほど言われたような形で両方に意見が分かれています、有料にできないかというところもありますので、ことしも話を出して、そういったことができないかというのは検討しているんですけど、今回はまだ無料でということなんで、来年度に向けてしっかり協議はしていきたいと思います。

○掛谷委員 じゃあ、最後に、備前の観光について一つ提案するんですけど、たまルンというカードをつくったりしていますね。加盟を募集しているっていうことが出ています。そういうものを観光地とかショップ、いろんな食べるところが加盟して、カードを使えばポイントがたまる、そういうものを観光の一環として付加価値というか、来た人にポイントをあげる、加盟するようになっているんですよ、岡山市とか玉野市とかは。そういうところへ入ったりして、それをつけたりすると、また呼び水になるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○芳田産業観光課長 バスとかに使うカードですかね。

〔「うん、ポイントカード」と掛谷委員発言する〕

ですね。当然それは事業主さんが加盟して、そこでポイントをつけてということなので、市がカードを導入するというのはないと思いますが、当然そういったところで使えるということであれば商工会議所、商工会の会員さんであったり、観光協会の会員さんというところがありますので、市からもそういった形での誘客の手だてとして提案はさせていただきたいと思います。

○掛谷委員 市がやりなさいと言っじゃないんですよ。それを呼び水として市はこういうのがあるよということをしっかり言ってあげれば、判断はされるかと思います。よろしく。

○石原委員長 観光行政に入っておりますけれども、観光分野で。

○川崎委員 聞いていて、ある意味で有料にすることはメリットがあるのかなと思ったのは、I C O C Aが導入されて盛大にお祝いをしたようですけど、やはり車で来ると500円なり1,0

00円が要となりゃあ、赤穂線、山陽本線を使って来て、一杯飲んでも帰れるというメリットも大きいし、飲み過ぎて宿泊していただけりゃあもっといいというような面もありますんで、せっかくこういうカードができて、都会の人がカードをつくって、来やすうなっているんだから、そういう側面からも赤穂線の活性化につながれば、便がふえればもっと備前市に住もうかという人もふえてくるわけじゃ。

その辺からもぜひやっていただきたいのと、もう一つ先ほど久々井でも海上レストランが来てというのは民間だから別に邪魔することはないんやけど、私が地元の人間として見る限り、久々井の海上の景観は、北を見たられんが会社の景色ばかりが見えるという現状で、それよりは日生大橋の鹿久居島なり頭島、船で行ってもええんじやったら鴻島だとか曾島なんかお勧めですよ。そういう意味では、景観的にはもっといい場所がありますよということも一言加えていただけたらなということも要望しておきます。

と同時に、やっぱり120億円かけた橋が全く有効活用されていないと。日生町時代には、大風呂敷広げてとんでもない鹿久居島の開発計画が出た時代もあるんですよ。あの勢いはどうしたんかなど。同じ町長が市長になっとなで、もう少し経済的メリットを追求すべきだということになれば、海上レストランを含めて、私は一貫して地場産業、漁業の振興を考えたら水産試験場関係、それと今ゲノムで、きのうも報道されましたね、卵子の幹細胞か何かを合成するとIPS細胞をつくることのできたというふうなことで、やっぱりそういう最先端の1次産業、特に漁業関係を中心にした養殖業とか、ウナギが今のままじゃあ絶滅だとか、マグロも規制しようだとかいう時代になっていますんで、マグロは瀬戸内海には縁がないんですけど、本当にウナギを含めて近海の高級魚がそういうゲノム操作で、IPS細胞によってより簡単に増殖できるようなことができれば、観光企業誘致と兼ねて、できればそれに水族館、そういうのも鹿久居島なんかだったら十分に観光のメリットが出てくると思うんで、日生しか浮かばんで申しわけないけど、そういうことで。備前焼で言えば、ICOCAが活用できるように、有料化は大きなそういう促進材料になるんじゃないかということが、ちょっと延長して要らんことになりましたけど、観光では本当に120億円の橋が今のままでは、沈みはせんけど、実質経済的には沈んでくるかなと思っていますんで、ぜひそういう分野も検討していただけたらと思います。よろしくお願いします。

○掛谷委員 多分、久々井の話は、私が想像するのは、総合運動公園があるんですよ。コンビニもない、食べる場所もない。確かに景観は日生のほうがまあいいです。ただ、ニーズ的に言うたら、祝祭日、土日、それから大会があるのは夏でもあるし、食べる場所がないわけですよ。そういう意味では、私の勝手な想像ですよ、日生は食べる場所が何ぼでもある、備前はない。だったら、そういうふうにご検討くださいと。どうなるかわかりませんが、私はある意味ではそれはいいんじゃないかと思っています。ぜひ実現してもらいたいと。

○石原委員長 観光ですから、市長の答弁にもありましたけれども、それこそ事業者の皆さんがまずは頑張らないかんとところですけど、市としての後押しとしての貴重な御意見をいただきまし

たんで、御検討をいただきたいと思います。

観光につきましてはよろしいですかね。

ほかの分野で何かございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかになれば、せつかく河川について資料をいただいているので、説明をいただければと思います。

○淵本建設課長 それでは、建設課からお出ししている資料について説明させていただきます。

前回の委員会の際に、県の事業についてということでお話ございました。そういう中で、ふるさとの川リフレッシュ事業ということで、一般に公開されている内容のものでございます。

それで、左側に重点事業調書ということで、事業の内容が書かれておりますが、当然しゅんせつをするという内容も書かれております。その中で、真ん中より少し上ですけども、事業の内容の2段目、下側、そこに市町村との共同の取り組みということで、その2番、市町村が管理する処理施設への無償受け入れと、重点事業ということで県が事業を進められているということでございます。

そういう中で、近隣の状況ですけども、東備局でお伺いしております。まず、瀬戸内市それから赤磐市については、備前市と同様で、受け入れる処分地が準備できていないということでしゅんせつはなされていないということです。それから、和気町は、処分場という大規模なものはないんですけども、和気町の所有している土地に小規模ですけども少しずつ入れて、少しですけども進んでいるという状況でございます。

○石原委員長 報告をいただきましたけれども、河川、しゅんせつも絡めてですけれども、その分野で何かございましたら。

○田口委員 県は、捨てる場所を確保せえということですけど、一つ考えられるのは、昔は業者が吉井川とか旭川の上流とかに夜中にエンジン付きのコンベヤーを持って砂を盗むっていう行為がしょっちゅうあったように、大変川砂っていうのはいいんですよ、塩分がないということで。だから、そういう形で、業者にとってもらうという方法もあるんじゃないかと思いますが、そういうことが可能でしょうか。

○淵本建設課長 やはりそういったこと、いわゆる取った砂を製品として使えないかということだと思うんですけども、かなりの規模のものをやらないと、どちらかといいますと、手間だけがかかって、例えば草を処分したりとか木を処分したりとか分別したりと砂でない部分を除くことが発生しますので、恐らく経費的に合わないんだと思うんです。そういうことが可能であれば、恐らく民間の方も入ってこられると思いますので、経費的に合わないのではやられていないんじゃないかと思われま。

○田口委員 わずかな補助を出してやってもらえるなら可能になるのか、ならんのか、全く採算が合わんのか、考えて、話しかけてみるという価値はあるんじゃないかと思うんですけど。補

助を出すというようなことは考えられないのでしょうか。

○**淵本建設課長** 川砂を採取していわゆるお金にかえる、業をなすということになると、それ以外のいろんな許認可関係がまたかかわってきますので、それが実際できるのかどうかというのはここではすぐにお答えできません。

○**田口委員** 検討してみてもらえれば、頼みます。

○**掛谷委員** しゅんせつした川砂の公の置き場、捨て場所がない。市の土地——山や谷が今のところはないということですかね。

○**淵本建設課長** 今、残土処分場として協議させていただいているところは、市の所有地の山というか、谷でございます。

○**掛谷委員** 多分このエリアの広さというのが、小さかったらすぐ埋まってしまうんですけど、それはもう自由なんですか。ある程度の基準で、別に県が決めとるわけじゃないんですけど、何か県から求められとる広さというのはあるんですか。

○**淵本建設課長** 広さとか規模については求められておりませんが、ここが捨てるのに可能かどうか、大型車両が入れるかとかいうのを県が確認されて、問題がないようでしたら処分場所として使えるということになります。

○**掛谷委員** で、今1カ所候補があると。

○**淵本建設課長** はい。今は、1カ所候補地として協議をさせていただいています。

○**掛谷委員** 協議をさせてもらっているということは、民間の土地ということですね。

○**淵本建設課長** いえ、市の土地ですが、地元と協議をさせていただいています。

○**掛谷委員** 例えば福田でも上のほうの谷があるんですが、山には捨てられませんから、そういう民間が持っている基本的には谷、平地みたいなどころになりますよね。それは、確かに雨が降ったときの問題も多いですから、ほこりの問題とか。そういう民間のところは調査したり、可能性を見出したことは今までやっていますか。

○**淵本建設課長** 適地調査ということで、2年か3年前にやっているとします。

○**掛谷委員** 市としてやったことがあるということ。

○**淵本建設課長** はい、そうです。

○**掛谷委員** 今はやってないんですか。

○**淵本建設課長** 適地調査を行った後に、候補地として一番いいであろうということで、今は地元と交渉を行っております。

○**掛谷委員** 今、市の土地について、地区の人との協議に入っているという話は、市の土地でしょう。民間の土地について話をしたことがあるかということと言います。

○**淵本建設課長** 過去に調査した中では、民地も調査しております。そういう中で、優先順位が一番高い市の持っているところを現在地元と交渉させていただいております。

○**掛谷委員** いやいや、だから市の土地をやりようでしょう。私が言よんのは、そのリストの

中には民間の土地もあるんでしょう。その協議はせんのかと言よんよ。

○**淵本建設課長** 調査をした結果、優先順位が低かったということだと思います。

○**掛谷委員** でもそこだけで捨て場所が足りるぐらい広ければもうそれはいいんですが、これからしゅんせつをするとそこだけで足りるんですか。

○**淵本建設課長** 処分場としてはやっぱり数多くあるほうが理想ですけども、調査した結果、私が見た限りでは、保安林であるところが大変多いです。そういう中でも、保安林についてはもう難しいということで、最初に候補から外れていくところがほとんどです。残ったところの中で、たまたま市の所有地であるところが一番優先順位としては高かったのもので、そちらを進めているということです。

○**掛谷委員** わかりました。じゃあ、二番煎じ、三番煎じのところも実際はあるんだけど、そのところはもう手をつけないということになるん、コストの面か交渉が難しいんか、2番、3番というところはどうなんでしょうか。

○**淵本建設課長** 今は一番のところをいっていますが、2番、3番につきましては、やっぱり今いっているところよりは劣るということで評価が出ておりますので、それはやっぱり規模の問題、それから進入路の問題、そういった面から今のところが一番優先順位が高くなっておりますので、2番、3番が絶対だめというわけではございません。

○**川崎委員** 地元との調整があって、一番いいところを市の土地なら公表してもらっても差し支えないと思うんじゃけど、公表できないんですか。

○**淵本建設課長** はい。現在交渉中ですので、こういう場ではちょっと。

○**川崎委員** そこかどうかわからんけど、せっかく橋ができて、橋の活用というたら今のところ何も浮かばんけど、米子湾に注ぐ川というのは日生の川が干上がっても水が干上がらんぐらい奥行きがあるんですよ。米子湾、ちょうど橋を渡ったらすぐ谷があるでしょう。あの谷というのは、ずっと一番高い250メートルぐらいの山を頂上まで登ったことがありますけど、実際に橋ができるまでは鹿久居島の島民はその谷の水をせきとめて、飲料水として過去は使っていて、今は農業用水か何かに使っとんか、もう廃止になったかちょっとわかりませんが、あの谷なんか結構深いし、米子湾の魚が迷惑じゃというぐらいで、直接住民の了解も何も要らんところじゃないかというような要らん考えを持つし、奥のほうは国有林で、鹿久居島の西3分の1が民有地で払い下げていますんで、一番谷の奥なんかは現在でも全部国有林だと思います。だから、せめてしゅんせつをしているところぐらいは払い下げをしてくれとか、無料でしてくれかと言ったら、もうせっかく橋ができて道路ができとんじゃから、湧水を使うための一、二メートルの道路は途中までできていますよ。それをもうちょっと広げたら、大規模な自動車は走つたらんかもしれないけど、2トン車ぐらいなら十分、相当山の奥までしゅんせつ土を捨てて、結果的に草ぼうぼうになっていい肥料が米子湾に注ぐんじゃたら言うことないんじゃないかと。そのかわり、捨てる土はしゅんせつ土に限ると、建設残土はだめとかね。せっかくあそこは第2種か何かの国立

公園ですから、難しいかもわからないんですけど。県が、しゅんせつや何とかというていいことは書いているけど、やることは全部備前市がカバーしてというのは全く無責任なんで。この9割と1割の比率は絶対に9割を県がやるべきじゃない。しゅんせつ土を捨てるところをつくらにや一切やらんというのは、全く県の責任放棄だと思う。

○淵本建設課長 鹿久居島の米子湾ですけども、国立公園でない部分というのは、今既に土を幾らか工事の段階で出し入れさせていただいている平地になっている部分で、そこから上は全て国有林で、保安林で、国立公園の第3種特別地域ということになっていますので、難易度としては一番難しい部類に入ると思います。

○川崎委員 だけど、上から水が流れてくるんで、一番下のひん曲がった道路は何で真っすぐできなかつたのかな。ちょうど埋めるところなんかは、民有地というか、規制がかかってないんだったら、ずどんと真っすぐすりゃあよかつたなというのと、そこである程度のり面というか、ダムのように高くすれば、その奥へだんだんに国有林でないところまで埋めることもできるんじゃないのかな。ちょっと泥水さえ米子湾に直接行かないように、碎石か何かで何重にもして、最後はきめ細かい碎石で人工的なダムをつくれれば十分に土砂流出を防止もできるし、そういう意味では、橋をつくったときには米子湾を埋めて、役場から、小学校から、中学校まで全部持っていくような案もありましたから。今、瀬戸内海を埋めるというのは非常に難しいんでしょうけど、最低限何か公共目的でやれば、米子湾なんかは最適で規制がかからんところとも言えると思いますけど、そのような考え方はないでしょうか。

○淵本建設課長 米子湾につきましては、日生漁協がもう何十年来アマモということでやってきている湾になりますので、そこを埋めたり開発するというのは漁協の同意は得られないものと考えます。

○川崎委員 確かに言えるんです。ただ、一年草で、もう三、四カ月で生えて抜いてもう迷惑がかかるとんのは、漁民もレジャーボートも一緒なんです。私が子供のころは、一年中2メートルか3メートルの多年草のアマモが生えとった時代があるんです。それをやるなら私も埋めてとは言わんけど、三、四カ月で枯れてしまって、本当に今は殺風景なヘドロの状態。まあ見てくださいよ。あそこを通るたびに嘆かわしいなと思うのが現状。3月ごろから梅雨どきぐらいまでかな、もう梅雨が明けてかんかん照りになったら今のアマモは一切枯れてしまいますよ、なぜか知らんけど。そういう実情ももうちょっと本気で、専門家の知恵をかりて、多年草にしないと——話が違うけど——そういう感じです。よろしく。

○石原委員長 あくまで候補地の一つとしての提言もありましたので、検討をお願いします。

○尾川委員 河川のしゅんせつというのは土の話ですよ。要するに埋め立てごみとはどういう違いがあるわけ。結局これも問題があると思うんだけど、もうキャパが来ようとか言うたりして、担当も違うんじゃないけど、それが一緒にできるんか、それともやっぱり河川の土は違う扱いはんかというのを。一緒に考えとんかどうかというのを教えてもらったら。

○**淵本建設課長** 建設課で交渉させていただいているのは、あくまで残土といいますか、山を切った土ですとか、河川を掘った土というものです。今言われているのは、恐らく一般廃棄物という扱いになるもののことを言われているのではないかと思いますので、それについてはもう全く別のものになります。

○**尾川委員** 例えば土砂というたら、河川の草が入ったり樹木があったりするわけですね。それはやっぱり区分して処分することになるわけ。

○**淵本建設課長** はい、分けて処分するような形になります。

○**掛谷委員** この調書の中で、洪水被害リスクの軽減ということがあって、岡山県の中で平成31年に30カ所あるわけですよ。この30カ所の中に備前市の河川はありますか。

○**淵本建設課長** この箇所数の中身まではわかりません。

○**掛谷委員** わかりませんと言われるが、これを出されている以上、備前市は該当がないとあるというんでは、あれば今後5年間で集中的に解消を図ると書いてあるんで、備前市はあるのかな、ないのかなと思っているんですよ。香登川なんかも結構県河川でひどい状況にあります。ほかにもございますが、あればやはりこういうものを、捨て場所が問題かと思いますが、やっぱりきちんと教えてほしいですね。

○**淵本建設課長** こちらの30カ所がどこどこで、備前市のものがあるかどうかにつきましては、県に確認したいと思います。

○**掛谷委員** してください。

捨て場所の問題はあるかと思いますが、これがひっかかるんだったら、ぜひそれは進めていただきたいと。また教えてください。

○**石原委員長** 県への確認、また資料の一覧等の提供をよろしく願いたいと思います。

河川につきましては以上でよろしいでしょうか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、所管事務調査の最後になりますけれども、お配りをしております空き家に関してを取り上げさせていただきたいと思います。

委員さんの中で、過日研修に行かれて、その研修の場でこういう条例案をサンプルとして作成されて、議会、議員の側から条例案を発議して、空き家について前向きに取り組むべく、所管である総務産業委員会に案をいただいたところです。いずれにせよこの委員会で審査が最終的にはなされるわけですが、そこまでの間に調査研究をしていくべきではないかということでお配りしております。

空き家について、流れでいきますと、昨年の6月議会のこの委員会において、市内全域における空き家の調査、それからをランクづけした調査結果、それから地域ごとの空き家率の結果であったりというようなところも提示をいただきまして、その後審議会で審議をいただいたり、それ

から空き家対策計画に取り組んでいく、市としてはそういうところだと思うんですけども、まずは空き家に関して、昨年度以降といたしますか、市としての現時点でのスタンスといたしますか、取り組み経過等について御説明をいただければと思うんですが。

○濱山移住定住推進担当課長 平成30年度に入りまして、空家等対策協議会におきまして、第1回の協議会の中で先ほど言いました備前市空家等対策計画の策定をしております。次回10月の中旬ごろに素案が出てくるんですけども、協議会の中で精査していく予定です。

○石原委員長 市としては、現時点では条例ではなく、まずは対策計画の策定を目指してということのようです。

○川崎委員 いや、出されてすぐ問題点を探せというのは無理なので、次期委員会にでも。閉会中になるんか、もう、閉会中にでもやろう。

○石原委員長 いずれにせよ、丁寧に審査せねばいかんということと、それから県内でもさまざまな自治体で既に空き家に関する条例の制定をされております。ホームページでもさまざまな自治体の条例が掲示されておりますので、各委員の皆様方も御研究いただいて、かなり重い条例になろうかと思えます。個人の財産にもかかわる条例ですし、慎重な審査も必要になろうかと思えますので、個々においてもしっかりと御研究いただいてということで今後進めさせていただきたいと思っております。

○掛谷委員 空家等対策協議会という場があって、そこで議論されて、橋本議員が熱心にやられて、それ自体は問題ないと思えますけど、ただそういうなかなか条例に踏み込めないのは何かあるんだと思えます。それで、空家等対策協議会というところの審議がなされていると思うんです。議員としては、行政の手順というものがどうなっとなるかということだけ教えてほしい。別にこれは、議員がやる言うたらやりやええんです。

○濱山移住定住推進担当課長 空き家等の管理条例につきましては、第1回目の空家等対策協議会の中で、一般的な意見をお伺いしたんですけども、委員さんの中からは具体的な意見は出てこなかったもので、また10月の第2回目のときにこちらから諮っていかうかとは思っています。

○掛谷委員 諮っていかれていいんですけど、要は対策協議会がある程度その気になってもらわなかったら、こちらで議員立法で決まったらそれはそれでできるんですけども、やはり理解を示していただけて、こういう状況にある、議員から提出する背景もあるし、そういうことをやはりきちんとやっていただくことも大事だと。これがすぐに通るか通らんはわかりませんが、そのところを心配というか、手続もあるのかなと思ったんですけど。

○平田産業部長 一つ条例をつくることの意義でございますけども、私も中身を見させていただきまして、弁護士などにもちょっと意見は聞いているんですけども、御存じだと思いますけど、既に一昨年ですか、国のほうで空き家対策の特別措置法ができています。基本的にはこの法律と同等のものになっているわけなんです。多分御提案いただいたのは、例えば非常に問題のあるような空き家についていろんな面倒な手続に時間をかけずに、いきなり市で代執行したらどうかと

というような、そういう御希望があつてのことなんだろうと思うんですけども、じゃあこの条例でそうなるかという、どうもそれはなかなかそうならないのかなと思っています。やはりそれなりの手続や指導、助言というところから始まって、勧告をし、命令をし、それでも前へ行かないときに最後の手段として代執行をしていくというところは法律にうたつてあるのとはほとんど同じなのかなと思います。

ただ1つだけ、緊急措置といったようなものがこの条例案の中にはございまして、緊急安全措置、第20条ですが、ここのところはちょっと法律にはない部分で、例えば今ひさしが道路へ落ちそうで危ないからといったようなときに、道路管理者がもう建物所有者に断りなくもうすぐ対応してしまつて、後からお断りをするというふうなことが可能になっているというようなところがございまして。こうした部分は法律にはないので、一考の余地があるのかなというところかと思っています。

そういった状況でございますので、他市でも幾つかつくっている事例はありますので、やはりそれはそれなりの意義はもちろんあるから条例制定されているんだろうと思うんですけども、なかなかその必要性というものが明確に見えてこないというので、こちらとしてもちょっと悩ましいところがあるなというところがございます。もう少しこちらなりに研究していく必要はあるのかなと思いますけども、特別措置法ですとか、他市の条例案というようなものも見比べながら、しっかり慎重に検討する必要があると思います。

○掛谷委員 ありがとうございます。参考になりました。

○石原委員長 濟いませぬ。委員としての発言を希望しますので、副委員長に委員長の職務代行をお願いいたします。

○藪内副委員長 それでは、これより委員長の職務を務めさせていただきます。

○石原委員長 空き家対策計画の策定に向けてということなんですけど、これは簡単でいいですけど、どういうことを目的に、どのような計画なのかということをお聞かせいただければと思うんですけども。

○濱山移住定住推進担当課長 今の段階では、第1章から第5章までになる予定です。第1章では、計画の策定に当たつてということで、第2章が備前市の空き家等の現状、第3章で空き家等対策に係る基本的な方針、第4章で空き家等対策の取り組み、第5章が計画の推進に当たつてということになっております。

○石原委員長 12月の協議会でもう図られるということなんですけども、現時点ではいつごろの計画策定を見込んでというところなんでしょうか。

○濱山移住定住推進担当課長 10月の協議会で協議しまして、あと12月かもしくは1月ぐらゐからのパブリックコメント等を受けまして、最終的には3月に計画案をつくるという計画です。

○石原委員長 いろいろ法律もありますし、条例の意義というところから、委員会でも皆さんと

一緒に慎重に審査を進めていかねばならんという思いであります。ありがとうございます。

発言を終わりましたので、委員長の職に戻ります。

ほかにこの件で何かございましたら。

○川崎委員 今の報告だったら、議員発議しようとする案がぶつかってくるわけじゃろう。もう執行部に任しゃあいんじゃねえの、プロがやりようんじゃから、いろいろ法律的なこともクリアして。我々がこんなもんを読んで、いいじゃ悪いじゃ言うたって、言うたら悪いけど、素人の集まりで法律がどこまでわかっとなかと言いたくなるから。今、そういうものが10月の協議を経て、12月にして、来年3月に最終案ができるんだったら、それまで待ちゃあいんじゃねえん。

○石原委員長 いや、待つのもありますし、それから……。

〔「対案として論議していくんかな」と川崎委員発言する〕

いやいや、じゃからこれを議会として積極的に推し進めるべく発議してはどうかというようなところで、まずはサンプルとして持ち帰られとんで、もし必要であるならこの委員会で審議して、よし、出そうというんであれば委員会発議という形もあり得るでしょうし、いやいや必要な、意義がないということもありましょうし。

○川崎委員 執行部がやってないんだったら、やることに意義があると思うけど、やりようることを何か、議会は確かに立法権を持つってそういう条例なんかを最終的には議決しなきゃならんけど、やっぱり実際は執行している執行部が案そのものをつくっていただいたほうが私はいいと思いますよ。論議したいんだったらやってくれたらいいけど。

○石原委員長 委員の皆さんにもいろんな御意見がありましょうし、それから、先ほども申しましたけれども、あくまでも慎重な審議も必要でしょうし、きょうがまず第一歩ということでお含みおきいただければと思います。今後、また所管事務調査でも取り上げて進めさせていただきたいと思います。

ほかになければ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、本日の総務産業委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時51分 閉会